

庁用

秘 文 書
企画調査課

秘
無 期 限

21018

平成 27 年 1 月

検 察 月 報

第 694 号

平成26年の回顧と展望

検察月報目次（平成26年）

法 務 省 刑 事 局

〔取扱い上の注意〕

- 1 本資料は、秘にわたる部分が含まれていますので、取扱いには十分留意してください。
- 2 本資料は、庁用として配布したものですから、異動等の際に携行しないでください。

目次

平成26年の回顧と展望

はじめに（平成26年を振り返って）	5
第1 総務課関係	17
1 検察の組織・運営	19
（1）定員関係	19
（2）組織官職等関係	21
（3）会同関係	21
（4）検察国賠	22
2 予算関係	23
（1）26年度及び27年度予算関係	23
（2）施設整備関係	26
3 教養関係	28
（1）検察官に対する研修	28
（2）検察事務官に対する研修	34
（3）新任保護観察官検察庁実務研修	36
（4）弁護士職務経験制度	36
（5）検事外部派遣制度	38
（6）司法修習関係	38
（7）検事志望者に対する説明会	39
（8）検察広報関係	40
（9）被害者支援担当者中央研修	41
（10）検察月報	42
4 検務関係	43
（1）検察審査会関係	43
（2）死刑関係	44

(3) 職務上の過誤関係	45
(4) 検務実務家ブロック会同	46
5 結び	47
第2 国際課関係	49
1 国際課の構成等	51
2 国際捜査共助事務	51
3 逃亡犯罪人引渡事務	60
4 国際会議関係	62
5 人権関係	72
6 まとめ	73
第3 刑事課関係	75
1 はじめに	77
2 新しい制度の運用や国会の動き等	77
(1) 裁判員制度	77
(2) 被害者参加制度	78
(3) 検察審査会関係	79
(4) 取調べの録音・録画関係	79
3 一般刑事関係	80
4 少年関係	83
5 交通関係	84
6 財政関係	85
7 経済関係	87
8 官紀・選挙関係	89
9 おわりに	89
第4 公安課関係	91
1 はじめに	93
2 公安労働関係	93
3 外事関係	96
4 風紀関係	98

5 暴力団犯罪関係	100
6 薬物・銃器関係	102
7 まとめ	105
第5 刑事法制管理官関係	107
1 はじめに	109
2 少年法の一部を改正する法律	109
3 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行 令等	111
4 裁判員制度関係	112
5 性犯罪関係	113
6 被害者関係	114
7 罰則審査	115
8 罰則の定めのある条例	116
9 おわりに	117
第6 刑事司法制度改革本部関係	119
1 刑事司法制度改革本部の業務概観	121
2 部会での審議状況について	122
3 法制審議会・総会について	124
4 答申の要点について	124
5 各制度についての審議状況などについて	125
6 法律案の策定及び今後の予定	131
7 おわりに	133
(付録)	135
1 主な審議法案(罰則審査)	137
2 刑事局が関与した国際会議及び主要国際条約・協定について	143
3 会同・協議会等	147

検察月報目次(平成26年) 149

編集後記

検 察 月 報
第 694 号

平成27年1月25日発行

発行編集人

法務省刑事局総務課長

伊 藤 栄 二

発 行 所 法 務 省 刑 事 局

千代田区霞が関1-1-1

電話 03(3580)4111

【非 売 品】

に

め

じ

は

はじめに

(平成26年を振り返って)

林眞琴刑事局長 平成26年も「回顧と展望」の一環として、官房審議官及び課・室長の皆さんにお集まりいただき、「平成26年を振り返って」と題し、各テーマごとに平成26年の1年間を振り返ってみましょう。

一般刑事・交通事件関係

林 平成26年も、社会の耳目を集める様々な事件が発生したと思いますが、全般的な犯罪情勢はどうだったのでしょうか。

山元裕史刑事課長 刑法犯の認知件数は平成15年以降減少傾向にありまして、平成25年の認知件数は、前年から約11万8,500件減少して、約191万8,000件となり、昭和56年以来32年ぶりに200万件を下回りました。

上富敏伸官房審議官 どのような事件が社会的注目を集めましたか。

山元

林 少年事件でも、社会の耳目を集めた事件が発生しましたね。

山元 はい。

上富 交通事件では、危険ドラッグの乱用者による死傷事件が、特に注目を集めましたね。

山元

林 [REDACTED]

山元 [REDACTED]

上富 再審関係についてはどうですか。

山元 [REDACTED]

林 [REDACTED]

山元 [REDACTED]

林 平成26年は、検察における取調べの録音・録画について、新しい運用方針が示されましたね。

山元 はい。これまで、裁判員裁判対象事件、独自捜査事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者という4類型を対象事件として被疑者取調べの録音・録画の試行が行われてきましたが、これら4類型について、試行と同じ枠組みで本格実施へ移行されました。そして、公判請求が見込まれる事件であって、身柄の被疑者、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要と考えられる事件について、取調べの録音・録画の試行が新たに開始されました。

経済事件関係

林 経済関係でも、注目すべき事件が発生しましたね。

山元 [REDACTED]

選挙関係

林 選挙関係で注目すべき事案について、何かありますか。

山元 [REDACTED]

外事関係

林 外事関係では、小笠原海域における中国漁船によるサンゴ密漁問題がありましたね。

飯島泰公安課長 はい。平成26年9月中旬頃以降、小笠原海域において、サンゴの密漁目的と思われる多数の中国漁船が確認され、10月中旬以降は、その数も増加して200隻を超えるまでになりました。海上保安庁等関係機関の尽力により、領海内での違法操業などの事実により多数の船長が逮捕されるに至り

ましたが、報道でも大きく取り上げられるなどしたこともあり、法務省としても、その対応に追われました。

林 11月下旬頃には、小笠原海域からそういった中国漁船がいなくなったとの報道もありましたが、今後も警戒は緩められませんね。

飯島 はい。そして、11月19日には、この問題を受けて、外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、同改正法は、12月7日に施行され、外国人による違法操業等についての罰金額の上限が大幅に引き上げられることとなりました。その趣旨を踏まえ、今後の運用を十分注視していかなければならないと考えております。

組織犯罪・暴力団犯罪関係

林

飯島 はい。

薬物事犯関係

林 ところで、平成26年は、薬物事犯関係では、危険ドラッグ事案が大きな社会問題となりましたね。

飯島 はい。

政府一体となって「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」を策定し、関係省庁において様々な対策を講じたほか、危険ドラッグに対する規制強化のための医薬品医療機器等法の改正も議員立法により行われました。

裁判員制度関係

林 裁判員制度に関してどのような動きがありましたか。

山元

林 裁判員制度は、施行から5年半が経過しましたね。

加藤 この間の担当検察官をはじめとする関係者の努力や工夫が功を奏して、裁判員候補者の方々に裁判所に来ていただく割合は引き続き高い水準を維持していますし、アンケートでは、多くの裁判員経験者が良い経験であったと回答される結果になっています。検察にとっても、裁判員制度対象事件への対応は特別な業務ではなくなってきていると思われ、制度として、十分に定着してきていると言えます。

上富 平成26年は、法制審議会からの答申を受け、裁判員法の一部を改正する法律案を第187回国会に提出しましたね。

加藤 いわゆる施行3年後検討の結果を受けて、審判期間が著しく長期にわたる事件について例外的に裁判員制度対象事件から除外できるものとする事、裁判員等選任手続において被害者の氏名等を正当な理由なく裁判員候補者に明らかにしてはならないものとする事などを内容とする改正案を提出しましたが、衆議院解散に伴い、廃案となりました。現在、再提出に向け、準備を進めているところです。

林 早期の成立を目指し、必要な準備を行ってください。

国内法整備

林 罰則を含む新規立法もありましたね。

山元 はい。いわゆるリベンジポルノによる被害の発生等が問題になったことを背景として、平成26年11月、プライベートで撮影された性的な画像に係る電磁的記録や記録媒体等について、これを公表する行為や公表させる目的で他者に提供する行為に対する新たな罰則を含む「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が議員立法により成立し、罰則部分は12月17日に施行されました。

林 公安課では、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律」が11月に成立しましたね。

飯島 はい。テロ資金の提供等について、客体の追加や主体の拡大を内容とする「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律」が11月14日に成立し、12月11日から施行されています。

林 さらに、議員立法では、児童ポルノ禁止法も改正されましたね。

飯島 はい。6月18日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が議員立法により成立し、罰則規定としては、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等の罪と、盗撮製造罪が新設されました。この法律は7月15日から施行されていますが、自己の性的好奇心を満たす目的での所持等の罪の規定については、平成27年7月15日から適用開始となります。

林 「少年法の一部を改正する法律」が、平成26年の第186回国会で成立し、施行されましたね。

加藤 平成25年2月の法制審議会答申に基づいて、裁量的国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を拡大するとともに、少年に対する刑事事件における科刑を適正化することを内容とする「少年法の一部を改正する法律案」を平成26年の第186回国会に提出しました。この法律は同国会において成立し、施行されています。

上富 少年に対する不定期刑については、この法律で多くの改正がなされたので、適切な運用がなされるように引き続きその内容や趣旨を周知していく必要がありますね。

次に、平成25年の第185回国会で成立した「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」は、平成26年5月20日から施行されています。

加藤 この法律は、危険運転致死傷罪の規定の整備、いわゆる「逃げ得」の状況に対処するための罰則の新設、無免許運転による刑の加重の規定の新設など、自動車運転による死傷事犯の実態に即した対処をするための罰則整備を内容とするものです。平成26年は、当局から、各検察庁の検察官に罰則の内容等の周知等を行ったところです。

刑事司法制度改革

林 今年は、法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会において、答申案

が取りまとめられ、さらに、法制審議会・総会において、その答申案が採択されました。

辻裕教官房付 部会は、様々な立場や見解を有する委員・幹事によって構成され、現在の刑事司法制度に対するスタンスや新たな刑事司法制度の構築に向けて法整備すべき内容についての見解がそれぞれ異なりました。そのため、意見の集約は最後の最後まで難航しましたが、最終的には、部会、総会ともに、全会一致で取りまとめがなされました。新時代の刑事司法制度の在り方を方向付けるといふ基本的かつ大きな法整備ですので、議論が全会一致で取りまとめられたという意義は、非常に大きいと思います。

上富 刑事立法は、それぞれの立場の方々の考え方・主張が激しく対立する場であるだけに、これまでの法制審議会においては、全会一致での取りまとめに至らない例も多かったことからしますと、これほど多岐に渡る事項について、全会一致で取りまとめられたことは画期的だと思います。これは、法制審議会に関与された方々が、3年間の審議を経て、最終的には、新たな刑事司法制度の構築に向けて一歩踏み出そうという点では認識を共有でき、答申で指摘された全ての事項をパッケージとして法整備するという点で意見の一致をみた結果であると言えます。

加藤 今回の法制審議会の審議は、「取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却」という目的を出発点として議論が開始され、様々な論点が検討されてきました。その結果として法整備すべきとされた九つの事項は、全体として捜査・公判を通じての事案の真相の解明、被疑者・被告人の権利利益の保護、被害者・証人の保護等のいずれをも前進させていくものとなることが期待されています。

辻 現在、刑事司法制度改革本部においては、法制審議会の答申を踏まえ、法律案の策定作業を進めているところです。具体的な法文等については、解釈や実務に混乱を生じさせないようにするため、更に詰めるべき点が多々あり、これも骨の折れる作業ですが、何としても次期通常国会に法律案を提出するため、作業のピッチを早めているところです。

林 今回の法改正は、昭和23年の現行刑事訴訟法制定以来の大改正ともいう

べきものであり、刑事手続の姿に一定の影響を与え、また、運用の変化をも促すものです。刑事司法制度改革本部には、その重責に応えられるよう、法律案の策定や国会対応等に力を注いでもらい、かつ、施行後を見据えて、検察とのコミュニケーションを深めてもらいたいと思います。

その他

林 平成26年10月から「性犯罪の罰則に関する検討会」が始まりましたね。

加藤 平成22年12月に閣議決定された「第3次男女共同参画基本計画」では、平成27年度末までに「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。」とされています。そこで、これらの問題の検討のために、刑事法の研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等の有識者からなる「性犯罪の罰則に関する検討会」を開催することとしました。同検討会は、平成26年10月31日に第1回会議を開催し、年内に第4回会議まで開催しました。

林 犯罪被害者関係では、平成25年から「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催していましたね。

加藤 被害者参加制度の導入等を内容とする平成19年改正刑法の附則では、施行後3年を経過した場合、「施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ものとされています。この検討を行うに当たり、幅広く意見交換を行う場として、平成25年1月から平成26年7月まで約1年半、12回にわたって「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催しました。被害者団体等関係者、刑事法研究者、日弁連、裁判所の方々に御出席いただき、制度上及び運用上講ずべき措置の有無等について、活発な御議論が行われました。

林 意見交換会での御議論を踏まえて、平成19年改正刑事訴訟法等で導入された被害者参加制度等に関する検討はどうなりましたか。

上富 意見交換会における御議論や法務省が行った被害者の方々へのアンケートなどを踏まえると、被害者参加制度等については、おおむね順調かつ適切に運用されており、制度として定着しつつあると言えます。意見交換会の中では、いくつかの点で法改正を求める御意見もありましたが、まずは、検察官と

被害者等とのコミュニケーションをより一層充実させるなど、検察における運用を充実させることによって対応することが適切であるという結論に至りました。

なお、この意見交換会での御意見・御指摘を踏まえて、平成26年10月に次長検事依命通達が発出されています。

林 被害者参加制度等が施行されてから6年が経過しましたが、今後とも、制度がより一層適切に運用されていくことが期待されますね。

国際捜査共助及び犯罪人引渡関係

林 国際捜査共助は外国に証拠が存在する事案の捜査・公判の成功のために非常に重要な手段ですが、平成26年の実施状況はどうでしたか。

松下裕子国際課長 我が国が外国に対して捜査共助を要請する「嘱託」案件のうち、法務省から要請したものは、平成26年は18件であり、我が国が外国から捜査共助要請を受ける「受託」案件については、平成26年は62件でした。「嘱託」案件は平成25年よりも1件増加しています。一方、「受託」案件は平成25年よりも減少しましたが、数年前までと比べると依然として件数が多く、国際捜査共助の活発化が数字に表れていると言えます。

林 逃亡犯罪人引渡しの状況はどうでしたか。

松下 我が国が外国に対して逃亡犯罪人引渡請求を行う「嘱託」案件については、平成26年は、法務省から行ったものではありませんでした。一方、我が国から外国から逃亡犯罪人引渡請求を受ける「受託」案件については、[REDACTED]逃亡犯罪人を引き渡した事案が1件ありました。

林 国際捜査共助や逃亡犯罪人引渡しでは、相手国との意思疎通が円滑な実施の鍵となりますが、どのようにして外国との関係構築を図っているのですか。

松下 刑事共助条約を締結している国との間では、原則として年に一度、相手国の中央当局との間で実務者協議を開催し、刑事共助に関する様々な論点を検討すると共に個別案件について議論を行うようにしており、平成26年は、4月にロシアとの間で、そして、5月に米国との間で実務者協議を行いました。他の条約締結国との間でも実務者協議を開催すべく調整を行っています。

林 皆さん、どうもありがとうございました。平成26年は、多くの法律を整

備することができました。法務・検察としては、引き続き、治安を維持し国民生活の安全を守るという使命を果たすために、公正誠実に職務に取り組んで参りましょう。

第 1 総 務 課 関 係

1	検察の組織・運営	19
2	予算関係	23
3	教養関係	28
4	検務関係	43
5	結び	47

第1 総務課関係

1 検察の組織・運営

神村昌通総務課長 皆さん揃いましたので、これから、総務課座談会を始めます。平成26年1年の総務課の取組を振り返るに当たり、まずは、濱官房参事官から当課の体制を説明してください。

濱克彦官房参事官 はい。総務課は、現在、課長、官房参事官及び局付3名を含む1室6係体制で職務に臨んでいます。

(1) 定員関係

神村 まず、定員関係についてですが、平成26年度までの検察庁職員の定員の推移はどのようなになっていますか。

仲戸川 武人局付 検事については、平成26年度の定員は1,835人となっています。平成16年度の検事の定員は1,505人でしたので、平成26年度までの10年間に330人の純増が図られています。他方、検察事務官等については、平成16年度以降純増が続いたものの、平成23年度から純減となっています。

濱 ここ数年、政府は、国家公務員の定員管理について厳しい姿勢を示していますが、平成26年は何か動きはあったのですか。

仲戸川 政府は、平成26年7月に、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を閣議決定しましたが、その中で、各府省は行政の業務改革の取組を推進しつつ、計画的な定員の合理化を実施することとされており、平成27年度以降、5年間で平成26年度末定員の10%以上を合理化することが定められています。

法務省に対しては、平成27年度から平成31年度の5年間の計画期間内において、平成26年度末定員数52,420人に対し、4,843人の合理化目標数が定められ、そのうち平成27年度においては、検察庁に対し、233人（検事15人、検察事務官等218人）の合理化数が割り当てられました。

濱 そうすると、平成27年度の定員は、この合理化数を上回る増員の査定を得られない限り純減してしまうということですね。それを踏まえて、平成27年

度はどのような観点から増員要求をしたのですか。

仲戸川 平成27年度増員要求では、①凶悪事犯等我が国の治安の根幹を侵害する事犯に対する体制の確立、②刑事裁判の充実・迅速化のための体制の確立、③特捜事犯検察の充実強化、④財政経済事犯検察の充実強化、⑤犯罪被害者等支援の体制の確立などといった観点から要求を行いました。

神村 平成27年度における増員要求の査定はどのようになっていますか。

仲戸川 結論から申し上げますと、検事について10人の純増が認められた一方で、検察事務官等について10人の純減となったことから、検察庁全体では純増減なしという査定結果になりました。それぞれの内訳を申し上げますと、検事については、25人の増員が認められたものの、定員合理化による削減分15人を差し引くと、10人の純増となり、検察事務官等については、208人の増員が認められたものの、定員合理化による削減分218人を差し引くと、10人の純減（行(二)職員が3人削減されることから、一般の検察事務官は7人の純減）となりました。その結果、平成27年度の定員については、検事1,845人、検察事務官等

が9,052人となります。

濱 検察事務官等については、5年連続の純減になってしまうわけですね。

仲戸川 はい。国家の厳しい財政事情の下、定員の合理化計画も継続しますから、定員を巡る事情は今後も極めて厳しいことが見込まれます。

(2) 組織官職等関係

神村 次に、平成27年度における組織・官職要求の査定はどのようになっていますか。

仲戸川 平成26年度新たに、次席捜査官の増設を要求したところ、東京、横浜、大阪、名古屋及び福岡の各地検にそれぞれ1ポストずつ、計5ポストの新設が認められました。また、平成25年度に引き続き、統括捜査官の増設を要求したところ、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の各地検にそれぞれ1ポストずつ、計13ポストの増設が認められるとともに、これまでと同様、検察広報官の増設の要求を行い、松山地検に1ポストの増設が認められました。また、組織・官職要求ではありませんが、各地検に上席主任捜査官の新設が認められました。

神村 では、検察事務官の級別定数等はどうでしたか。

仲戸川 上位級の定数については、最高検企画調査課長の9級への切上げ、福岡高検事務局長の8級への切上げ、盛岡地検首席捜査官及び静岡地検検務監理官の7級への切上げがそれぞれ認められました。また、6級・5級の中位級の定数については、統括捜査官17ポストの6級への切上げ、また、小田原支部（横浜）、川越支部（さいたま）及び松戸支部（千葉）の支部課長3ポストのほか、統括捜査官15ポスト及び上席検務専門官3ポストの5級への切上げがそれぞれ認められました。4級についても、相当数の切上げが認められました。

濱 公務員人件費を取り巻く環境が引き続き厳しい状況にある中、給与面においては、世代間の公平を図り、職員の士気の維持・高揚を図るという観点から、相当の成果がありましたね。

(3) 会同関係

神村 会同関係についてですが、平成26年は検察長官会同が2回にわたって開催されましたね。

(平成22年度以降の検察庁職員の定員数推移)

区分 年度	検事	増減	副検事	増減	検察事務官等				合計	
					事務官	増減	行(二)	増減	定員	増減
22年度	1,768	45	899		8,953	30	182	▲8	11,802	67
23年度	1,791	23	899		8,942	▲11	170	▲12	11,802	
24年度	1,810	19	899		8,930	▲12	157	▲13	11,796	▲6
25年度	1,822	12	899		8,924	▲6	151	▲6	11,796	
26年度	1,835	13	899		8,918	▲6	144	▲7	11,796	
27年度 (予算案)	1,845	10	899		8,911	▲7	141	▲3	11,796	

茂木 潤子局付 検察長官会同は、平成26年の2月と9月に開催されました。

2月に開催された定例の検察長官会同では、協議事項「現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項」に関し、「時代の変化に適応した捜査・公判の在り方」と「近時の課題を踏まえた組織運営の在り方」の二つのテーマに分けて協議が行われ、9月に開催された臨時の検察長官会同では、協議事項「検察改革3年間の取組と現下の諸情勢を踏まえ、新たな時代における検察運営に当たり考慮すべき事項」に関し、「取調べの録音・録画の本格実施及び新たな試行を踏まえた捜査・公判活動やそれを支える態勢の在り方」と「検察改革3年間の取組を踏まえたこれからの検察の在り方」の二つのテーマに分けて協議が行われ、それぞれ各庁から参考となる意見が発表され、活発な議論がなされました。

神村 9月の検察長官会同では、7月に就任された大野検事総長の訓示において、検察改革は、新しい時代の検察を創造していくという中長期的視点に立った未来志向の改革であると位置付けた上、これを一層積極的に推進していかなければならないとのお話がありましたね。

濱 はい、平成26年の6月に、最高検察庁が、これまでの各取組状況を取りまとめた検察改革3年間の取組を公表しましたが、検察においては、これらの取組の成果を踏まえ、今後も引き続き、法と証拠に基づき、適正な捜査・公判活動の徹底に努めるとともに、必要な取組を実施し、国民の負託に答えていくことが重要だと考えます。

神村 平成26年の10月には、全国次席検事会同が開催されましたね。

茂木 この会同では、協議事項「現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項」に関し、「時代の要請に応える検察権行使の在り方」と「時代の要請に応える検察権行使を支える組織運営の在り方」をテーマに協議が行われ、これらのテーマに関して、各庁から、取調べの録音・録画の本格実施等を踏まえた取調べの在り方、交通事犯の捜査・公判上の諸問題、犯罪のグローバル化を踏まえた捜査・公判活動、捜査機関以外の関係機関との連携、犯罪被害者等に関する業務の現状と対策、若手検察官・検察事務官に対する指導の在り方等について意見や事例の報告がなされ、活発な協議が行われました。

(4) 検察国賠

神村 次に、いわゆる検察国賠について、平成26年はどうな状況でしたか。

茂木 はい。平成26年は、いわゆる検察国賠で敗訴した事案はなく、和解事案が1件ありました。また、平成26年は、いわゆる志布志事件に関する国賠事案及びいわゆる氷見事件に関する国賠事案の弁論が終結しており、氷見事件については平成27年3月に判決が予定されています。

神村 検察の捜査・公判活動に関連する国賠事件については、その判決結果等によっては実務に影響を及ぼすこともありますので、引き続き留意していく必要がありますね。

2 予算関係

(1) 26年度予算及び27年度予算関係

神村 次に予算関係ですが、まず、平成26年12月14日に衆議院議員総選挙が実施され、予備費の使用が決定されましたね。

仲戸川 衆議院議員総選挙取組経費は、平成26年度当初予算に計上されていないため、別途財務当局に対して予備費使用要求を行い、所要の予算を確保したのですが、その使用目的は、衆議院議員総選挙取組に関する経費に限定されることから、執行に際しては留意する必要があります。

濱 平成27年度の予算要求はどうなりましたか。

仲戸川 予算要求から査定までの一般的な流れを御説明しますと、例年4月頃から6月頃にかけて、検察庁において行う施策等について調査するとともに、前年度の各庁の予算執行状況を分析するなどして、必要な経費を積算します。その上で、7月頃から8月頃までの間に予算要求資料を作成し、官房会計課と調整しながら、閣議了解された概算要求基準（いわゆるシーリング）にのっとり、8月末までに概算要求を行います。その後、10月から12月までの間、財務当局に対し、予算の必要性や緊急性などを説明し、12月下旬に予算の査定を受けることとなります。しかし平成26年度は、先ほど説明させていただいたとおり、12月に衆議院議員総選挙が実施されたことに伴い、査定が1月にずれ込み、越年編成となりました。

神村 平成27年度予算の概算要求基準はどのようなものでしたか。

仲戸川 平成27年度予算については、「中期財政計画」（平成25年8月8日閣議了解）に沿って、平成26年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとされました。そしてこれらを踏まえ、①人件費等の義務的経費については、平成26年度予算額と同等額を要求した上で、聖域を設けることなく抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図る、②その他の経費については、平成26年度予算額に100分の90を乗じた額の範囲内で要求する、③予算の重点化を進めるため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置し、別途②の額に100分の30を乗じた額の範囲内で要望を行うことができる（以下「要望枠」というもので、平成26年度と同様のものでした。

濱 検察庁関係の予算要求は、どのようになりましたか。

仲戸川 検察庁関係の予算要求に関しましては、各庁における実情等をより的確に反映するため、平成26年5月30日開催の高検次席検事事務打合せ会において、全国の検察庁から御要望を頂戴し、御要望を踏まえて、取調べの録音・録画装置等の整備経費や検察庁のセキュリティ強化経費、デジタルフォレンジック体制整備経費等、約24億円を要望枠として要望するなどしました。その結果、検察組織の物件費（選挙取締関係経費を除く。）が前年度予算額に比して約11.7パーセント増の要求となりました。

神村 それでは、平成27年度予算案の査定結果について説明してください。

仲戸川 平成26年12月27日閣議決定「平成27年度予算編成の基本方針」の下、義務的経費を含め、聖域を設けず大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策に重点化を図ることとされました。その結果、厳しい財政事情の下、大変厳しい査定状況でありましたが、官房会計課の御支援もあり、検察組織の予算として、既定経費を中心に総額約1,076億5,300万円（選挙取締関係経費を除く。）を確保することができました。このうち人件費については、前年度に比して約1.3パーセント増に相当する約11億7,900万円増の約937億1,100万円であり、物件費については、前年度に比して約1.0パーセント減に相当する約1億3,500万円減の約139億4,200万円となりまし

た。引き続き厳しい予算となっておりますので、効率的な予算執行をしていく必要があります。

神村 平成27年度予算案の内容について、個別に説明することはありますか。

仲戸川 平成26年10月1日から対象事件等の範囲が拡大された取調べの録音・録画に対応するための録音・録画装置の整備経費を要求し、要求どおり予算の計上が認められました。また、被疑者の逃走防止のみならず、検察庁全体のセキュリティ強化経費については、予算計上が認められるとともに、一部が平成26年度補正予算（第1号）に計上されました。さらに、再犯防止対策としての社会福祉士の雇用の拡充のための経費や精神鑑定実施経費等につきましても、各庁からの御要望を踏まえて概算要求に反映し、増額を確保することができました。

平成27年度予算案における主な増△減項目

(単位：千円)

項 目	前年度 予算額 A	27年度 査定額 B	差引増 △減額 B-A
1 デジタルフォレンジック機器等の整備経費	195,914	184,295	△11,619
2 再犯防止の強化に係る社会福祉士雇用経費	14,068	29,370	15,302
3 取調べの録音・録画装置等の整備経費	172,016	611,964	439,948
4 検察庁におけるセキュリティ強化経費	0	26,964	26,964
5 情報収集用（インターネット）端末等の整備経費	0	53,913	53,913
6 裁判員裁判用模型作製委託経費	48,292	14,539	△33,753
7 検察総合情報管理体制運用経費	1,881,779	1,577,779	△304,000
8 刑事情報連携データベース対応のためのシステム改修経費	0	60,331	60,331
9 司法解剖に伴う経費	258,902	236,107	△22,795
10 精神鑑定実施経費	719,761	761,413	41,652
11 捜査情報集積型電子地図地番情報等更新経費等	72,878	132,353	59,475

平成26年度補正予算（第1号）

（単位：千円）

項 目	26 年 度 補正予算額
各種検察活動充実強化経費	311,358
○検察庁セキュリティ強化経費（両面シリンダー錠設置経費）	96,133
○捜査用等モバイルパソコン整備経費（975台）	215,225

神村 今後も、予算事情は厳しさを増す一方であると思いますが、捜査や公判等を始めとする検察庁の活動を支えるために所要の経費をしっかりと確保しなければなりません。その一方で、獲得した予算の執行に際しては、無駄な支出を排除するとともに、手続における透明性・効率性を確保し、公共調達の適正化に十分配慮することがより一層重要になっていることに改めて留意する必要がありますね。

〔2〕施設整備関係

神村 次に施設関係ですが、平成26年度における庁舎の整備状況について説明してください。

仲戸川 庁舎新営に関しては、平成27年1月に釧路地検網走支部の入居する網走法務総合庁舎（但し、外構等は平成27年度）、3月に佐賀地検武雄支部庁舎が完成予定です。

庁舎整備については、犯罪被害者保護のための被害者専用待合室や録音・録画対象事件に対応した取調室等、検察業務を行う上で必要な諸室において、未整備となっていた庁舎等に整備予定です。また、本年の記録的豪雨等による災害や老朽化による修繕工事についても各施設の現状等を考慮して、実施しています。

神村 各庁から多くの要望が上がってきていると承知していますが、検察庁庁舎として必要な整備を行っていく必要がありますね。

仲戸川 刑事局としては、各庁から提出された工事計画表に基づいて、緊急性・必要性・妥当性等を考慮して整備を進めているところです。

工事計画表については、不起訴記録の保管期間の延長や裁判員裁判の実施等

により事件記録が年々増加しており、それに対応するための記録保管庫の拡充整備や職員の育成や風通しのよい職場環境に繋がる協働（共同）執務室の整備等、庁舎の模様替工事を必要とする案件、また、検察庁庁舎は約半数が築35年を迎えていることから庁舎の老朽化等による修繕工事についての要望が上げられております。厳しい予算状況の中、新営工事だけでなく、これらの工事を実施するため、官房施設課とも調整の上、庁舎整備を進めていく必要があります。

神村 それでは、平成27年度概算要求の査定結果はどのようなになっていますか。

仲戸川 検察庁施設関係予算については、法務省施設費等として、平成27年度予算案において、新営整備が認められたのは次のとおりです。

庁 名	工事内容等	庁 名	工事内容等
1 福岡高・地検	設計費	8 神戸地検明石支部	事業費
2 水戸地検	事業費	9 福井地検武生支部	事業費
8 宇都宮地検	事業費	10 広島地検尾道支部	設計費
4 和歌山地検	事業費	11 長崎地検佐世保支部	設計費
5 山形地検	事業費	12 熊本地検人吉支部	事業費
6 徳島地検	設計費	13 旭川地検名寄支部	事業費
7 新潟地検佐渡支部	設計費		

また、旭川地検名寄支部については、平成26年度補正予算（第1号）案においても事業費等が認められています。

神村 平成26年1月に取調室で弁護人と接見中の被疑者が逃走するという事案が発生し、国民に大きな不安を与えることとなりましたが、このような事案を二度と起こさせないためにも弁護人接見室の整備が必要となりますが、その予算状況はどうなりましたか。

仲戸川 被疑者逃走事件を踏まえ、刑事局において弁護人接見室の全国的な整備に向けて検討を行い、平成27年度概算要求において、身柄事件の取扱い状況等の事情を踏まえ、面会接見を行う見込みがない庁等を除いた支部等83庁に

について弁護士接見室の整備経費を要求したところ、平成26年度補正予算（第1号）案及び平成27年度予算案において、要求した全庁の整備経費が認められました。今後、速やかに整備を進めていく予定です。

演 施設関係予算についても厳しさを増す一方ですが、庁舎の整備は今後どのように進めていく必要がありますか。

仲戸川 国及び地方公共団体が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、関係省庁の連絡会議において、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、これを受けて、法務省における行動計画が策定されました。検察庁庁舎は、これまで老朽施設については建替えを中心に整備を進めて参りましたが、この策定された行動計画に基づき、これまで以上に保全、つまり建築物等の性能や機能を保持して長寿命化を図ることを重視した取組を推進する必要があります。今後は、庁舎のリノベーション手法を用いて延命化を図るなど、建物や設備を大事に使うことがより一層必要になってきます。

3 教養関係

(1) 検察官に対する研修

神村 次に、話題を教養係の関係に移しまして、まずは、研修から振り返ってみましょう。平成26年の検察官に対する研修は、どのようなものが行われたか、説明してください。

茂木 はい。検察官に対する研修については、平成25年に引き続いて、ネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修、医療関連事犯担当検事研修、幹部検察官を対象とする研修などを実施しました。

神村 まず、サイバー犯罪対策としては、ネットワークフォレンジック研修を実施しましたね。

茂木 はい。この研修は平成13年から始まり、平成25年度までは「情報システム専門研修」という名称で実施していましたが、各方面から、どのような研修内容なのか分かりづらいという指摘がなされていました。そこで、デジタルフォレンジック研修がデジタルフォレンジックに関する知識や技能を習得する研修であるのに対し、本研修は、そのうちネットワークフォレンジックに関する基礎知識等を習得することを目的とした研修であることから、名称を「ネッ

トワークフォレンジック研修」に変更しました。デジタルフォレンジック研修がDF研修なら、ネットワークフォレンジック研修はNF研修といったところでしょうか。

神村 平成26年度の実施状況について、少し説明してください。

茂木 本研修は、任官10年以内の検事を対象としておりますが、平成26年度は、11月17日から21日までの5日間に、20名の研修員が受講しました。

研修の内容としては、刑事局によるサイバー犯罪捜査における法的諸問題等に関する講義、民間の業者によるネットワークフォレンジックに関する基礎用語の解説や不正アクセス等の手法やコンピュータのログ解析方法等に関する実践的な講義、サイバー犯罪捜査に長年携わっておられる警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐による警察におけるサイバー犯罪捜査の実情等に関する講義、サイバー犯罪に詳しい検事による検察におけるサイバー犯罪をめぐる諸問題に関する講義を実施しました。

神村 研修員の皆さんには、本研修で得た知識を、御自身の捜査・公判活動で活用するだけでなく、フィードバック研修等により、多くの職員に広めていただきたいですね。

茂木 はい。この分野に苦手意識を持っている検事もいると思いますが、もはや苦手だからといって避けられない時代です。今後も捜査・公判能力の養成のため、より充実した研修になるよう努めていきたいと思っています。

神村 デジタルフォレンジック研修についてはどうでしょうか。

茂木 はい。デジタルフォレンジック研修は平成26年で3年目を迎えました。平成25年度同様、前期、後期の2回に分けて、それぞれ30名ずつ計60名の研修員を対象として行うこととなっており、前期は平成26年11月に開催し、検察官15名、検察事務官15名が受講しました。後期は平成27年3月に実施予定で、研修員は検察事務官30名の予定です。前期研修は部制庁の検察官及び検察事務官を対象としていますが、非部制庁の職員にもDFの知識を習得してもらいたいということで、後期研修は非部制庁の検察事務官のみを対象にしています。

演 平成26年度の前期研修は、前年度の研修と比べると日数が増えて、カリキュラム内容にも変更がありましたね。

茂木 はい。本研修では、DFに関する概要説明、押収・保全・解析実務に関する実習等を内容としていますが、平成25年度の研修修了後に実施したアンケート結果等も踏まえ、平成26年度の研修では、平成25年まで座学のみだった携帯電話、スマートフォンの保全・解析の実習を導入しました。また、より実務に即した研修とするため、警視庁の捜査支援分析センター所属の警察官による警察におけるDF捜査の実情に関する講義と、東京地検特捜部検事による検察におけるDF捜査・公判の実情に関する講義を実施しました。このようなカリキュラム変更により日数が実質半日程度増えることになりました。

神村 デジタルフォレンジックは日進月歩の分野ですから、研修に求められる内容も毎年よく検討する必要がありますね。

茂木 はい。研修内容については、研修後に実施しているアンケートの結果等を踏まえ、講師をお願いしている最高検のDF推進班の方等とも協議を重ねて決定しています。今回のアンケートでは、新たに追加したカリキュラムについて概ね良好な評価が得られましたが、より実務に即した内容にしてほしいなどの要望もありましたので、今後とも、DF研修、NF研修共に、現場のニーズに合った内容になるよう検討を重ねていきたいと考えています。

神村 次に、医療関連事犯担当検事研修について説明してください。

茂木 はい。医療関連事犯担当検事研修では、平成26年度も、検察官を[]に派遣し、医療施設や診察・検査・手術の見学、医師や看護師等による医療の各分野の基礎知識、医療の現状、医療と刑事手続に関わる諸問題等についての講義等を実施しました。ほかにも、小児科の症例検討会への参加や病院食の体験等バラエティに富んだ研修となっており、研修員からは普段体験できないことを数多く経験できた、医療現場の実情を知ることができ、とても有意義だったといった感想を頂いています。

濱 本研修は、専門性の高い医療の分野の講義を受けたり、現場の実情を直接見聞することができる大変意義深い研修ですので、平成27年度も多くの検察官に参加していただきたいと思っています。

神村 研修については、刑事局以外が企画・実施する検察官の国内研修についても紹介してもらいましょう。

茂木 検事については、法総研において、新任検事研修、検事一般研修、検事専門研修が実施されています。これらの研修については、最高検によって取りまとめられた「検察改革3年間の取組」にも触れられているとおり、客観証拠の収集方法や取調べに関する講義等について、カリキュラム内容の更なる充実化が図られており、刑事局が担当する新規立法に関する講義や国際的な動向に留意すべき分野に関する講義等においても、有益な情報を提供できるよう心掛けています。そのほかにも、アジア研による国際協力人材育成研修、国際研修、汚職防止刑事司法支援研修、国際高官セミナー、そして人事院による行政研修などがあります。各研修に参加した人数は以下のとおりです。

平成26年の主な検事の国内研修実施状況

国内研修の別	人員
新任検事研修	74
検事一般研修	68
検事専門研修	95
国際協力人材育成研修	3
国際研修	3
汚職防止刑事司法支援研修	3
国際高官セミナー	1
行政研修	8

なお、国際協力人材育成研修については、平成25年から検察事務官1名も参加し、国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術について学んでいます。

また、副検事の研修としては、法総研において、新任副検事研修、副検事2次研修、副検事3次研修等が実施されており、検事に対する研修と同様、客観証拠の収集方法や取調べに関する講義等についてカリキュラムの更なる充実化が図られているところです。刑事局が担当する新規立法や被害者関連の講義等についても、より充実した内容となるよう心掛けています。

神村 次に幹部検察官や決裁官に対する研修について説明してください。

濱 刑事局では、最高検と共催で、新任検事正を対象とした検察運営セミナーを開催していますが、平成26年度は6月に1回目を実施しており、平成27年1月に2回目を実施する予定です。また、平成26年3月には、次席検事等内定者を対象とした新任決裁官セミナーと支部長内定者を対象とした新任支部長検事セミナーを開催しました。

これら中間決裁官向けのセミナーについても、カリキュラムの内容を工夫し、より有意義なものとなるように努めています。

平成26年の6月の検察運営セミナーでは、組織マネジメントやリーダーシップの在り方について、大学教授でマネジメント研究を行っている〇〇と〇〇も御経験された〇〇をお招きして講義をしていただきました。ほかにも、刑事弁護を専門に扱われている〇〇など様々な外部講師をお招きして講義をしていただきました。新任決裁官セミナー及び新任支部長検事セミナーでは、最高検幹部による決裁官の在り方についての講話、検務事務、交通事件決裁、監察制度等に関する講義、コーチングについての講義、副検事及び検察事務官による決裁官の在り方についての講義、中間決裁官経験者との座談会等を実施しました。

神村 幹部検察官が身に付けるべき内容は多く、多岐に渡っているため、今後もより一層充実したセミナーを実施できるよう、カリキュラムを不断に見直していくことが必要ですね。

次に、検事の在外研究についてですが、平成26年の派遣状況等について説明してください。

茂木 はい、平成26年の派遣状況一覧はこちらになります。当係が扱う検事の在外研究には、人事院による長期・短期の各在外研究員制度と、法務省による米国大学院派遣制度及びいわゆる若手在外研究制度があります。平成26年の派遣者数ですが、人事院長期は5名、短期は4名で、法務省の大学院留学は3名、若手在外は8名となっています。

濱 人事院長期で派遣される検事は、近時は2年間いずれもLLMを取得するようにしておりますし、人事院短期、大学院留学、若手在外で派遣される検

平成26年の在外研究派遣状況

在外研究	人員	派遣国内訳	参 考
人事院長期在外研究	5	アメリカ 3 イギリス 1 ドイツ 1	
人事院短期在外研究	4	アメリカ 2 イギリス 1 フランス 1	
法務省外国大学留学	3	アメリカ 3	ノートルダム大 1 ワシントン大 1 デューク大 1
法務省若手在外研究	8	アメリカ 2 イギリス 2 フランス 1 ドイツ 1 韓 国 1 中 国 1	
合 計	20		

(注) 平成25年度及び平成26年度に派遣決定された者のうち、平成26年中に出発した人員。

事も、政府機関等を積極的に訪問するなどして各自の研究課題をこなしており、とても良く頑張っていると思います。

神村 海外での研究生活で学ぶことは非常に多いですから、今後も、多くの検事に海外に行ってもらい、知見を広げ、国際的な視野を養ってきてもらいたいですね。また、その研究の成果を多くの職員で共有できるよう、報告等のフィードバックも引き続き充実させていきたいと思っています。

濱 そうですね。また、海外での研究としては、当係で実施している刑事司法セミナーも重要です。このセミナーは、元々、海外の陪審制度に関する調査研究を行うことを目的とするものでしたが、我が国での裁判員制度の運用が安定してきたことから、近時は、陪審制度に関する調査研究に加え、法務・検察の近時の課題であり、捜査・公判活動に資するものを研究課題として選定することとしており、呼称も「陪審セミナー」から「刑事司法セミナー」に変更し

ました。平成26年度は、米国については、検事及び検察事務官計8名を派遣し、米国司法省、米国証券取引委員会及び米国連邦捜査局（FBI）共催の「外国公務員贈賄カンファレンス」への参加を中心に、米国の財政経済事件に関する研究を行いました。英国については、「公判前の準備活動」「司法取引の運用」等をテーマ案として検討中しており、平成27年2月末に検事、副検事及び検察事務官計5名を派遣する予定です。

(2) 検察事務官に対する研修

神村 検察事務官の研修も様々なものを実施しましたね。先ほど、デジタルフォレンジック研修について説明がありましたが、そのほかにはどのような研修を実施しましたか。

茂木 検察事務官については、平成25年度から引き続き、検察事務官捜査実務研修、デジタルフォレンジック捜査実務研修を実施しました。検察事務官捜査実務研修は、東京地検、名古屋地検、大阪地検の各特捜部に他庁の検察事務官を派遣し、実務を通じて独自捜査に必要な知識と技術を習得させるもので、デジタルフォレンジック捜査実務研修は、東京地検特捜部に他庁の検察事務官を派遣し、実務を通じてDFの専門的な知識と技術の習得をさせるもので、デジタルフォレンジック研修修了者かそれに準ずる知識等を有する者を対象とするものです。いずれの研修も、受入先の各庁の御協力により、実践を通じて、各研修員の知識・技能の向上が図られるものとなっています。

神村 総務省情報システム統一研修も実施していますね。

茂木 この研修は、1年に4回実施しており、主に検察事務官が受講しています。他の研修のような集合研修ではなく、専用のCD-ROMを視聴する形式で、以下のとおり様々なコースが設けられています。中には、一度に複数のコースを受講する職員もあり、平成26年度は延べ885名が受講しました。

神村 こうして見ると、非常に多くの職員が受講しているのですね。

茂木 はい、この研修はCD-ROM受講ですから、自分のペースで研修を進められますし、豊富なコースの中から業務に必要とされるものを選ぶことができ、非常に有益な研修です。毎回、教養係の職員が織出でCD-ROMを全国の庁に送らせていただいておりますので、平成27年度も是非とも多くの職員に受

コース一覧	人員
情報システム入門	88
データ分析技法（マクロ・VBAの基礎）	203
Excel VBAを活用した業務効率化	98
XML技術	31
コンピュータシステム基礎	88
ネットワーク基礎	90
情報セキュリティ基礎	111
公文書管理・情報公開・個人情報保護	166
プロジェクト管理基礎	8
業務・システム最適化基礎	1
情報化施策基礎	1

講していただき、研修で学んだことを、日々の業務にいかしてもらいたいですね。

神村 法総研において実施されている研修についてはどうですか。

茂木 はい、法総研において実施されている検察事務官に対する研修は、高等科研修、裁判員裁判対象事件担当中核事務官研修、統括捜査科研修、特別専攻科研修、管理科研修、管理研究科研修等がありますが、検察官に対する研修と同様、カリキュラムの一層の充実化が図られており、コーチングや組織マネジメントに関する講義が導入されたり、捜査・公判に関する講義、被害者支援や再犯防止に関する講義の導入やブラッシュアップ等がなされています。

神村 外国での研修はどうですか。先ほど説明のあった刑事司法セミナーは、検察官と検察事務官が派遣されるものでしたが、それ以外にはどのような研修を実施しましたか。

茂木 はい。平成26年は、3月に米国ロサンゼルス郡検事局における研修に2週間検察事務官1名を派遣しました。また、FBIが実施する研修については、平成25年度中止になったPTI（Pacific Training Initiative）研修が8月に無事

開催され、研修員1名をバンコクに派遣しました。FBIが実施する研修としては、米国のFBIの研修所で行われるナショナルアカデミー研修というFBI捜査手法を学ぶ研修があるのですが、平成25年度は米国の財政状況の悪化などを理由に中止され、平成26年中も開催されませんでした。

神村 米国の財政状況ということで、仕方がないところではありますが、これから機会を捉え、出来るだけ多くの検察事務官に海外での研修を体験してもらえようようにしていきましょう。

(3) 新任保護観察官検察庁実務研修

神村 次に、検察職員以外の研修として、新任保護観察官検察庁実務研修について説明してください。この研修は平成26年で3年目を迎えましたね。

茂木 はい、この研修では、詳細な研修内容を各検察庁と更生保護官署との協議で決めることになっていますが、各検察庁において、非常に積極的かつ熱心に取り組んでいただいております。庁によっては、新任保護観察官だけではなく、若手保護観察官や社会復帰調整官にも講義や意見交換会に参加してもらうなど、独自の取組を行っているところもあるようです。

平成25年度の研修生からは、「検察庁各担当の専門性の高さ、人権に対する配慮を強く感じた。」「検察庁の業務に触れたことによって、自分も刑事司法の一端を担っているとの思いを改めて感じた。」「今後の再犯防止施策のためにも、本研修のような体験的関わりを少しずつ積み重ね、検察庁と保護観察所の連携を強化させていくことが重要だと感じた。」などといった感想が寄せられていて、とても有意義な内容であったことがうかがわれます。

神村 保護観察官に検察の業務を知ってもらい、実務での緊密な連携に資するためにも、引き続き積極的に実施していきたい研修ですね。

(4) 弁護士職務経験制度

神村 次に、検事の弁護士職務経験制度の話題に移しましょう。平成17年度に本制度が始まってから、毎年検事を弁護士事務所に派遣しておりますが、平成26年の派遣状況はどうでしょうか。

茂木 平成17年度から平成26年度までに合計57名の検事が、それぞれ2年間の契約で弁護士事務所に派遣されています。現在は平成25年4月から派遣され

た検事と平成26年の4月から新たに派遣された検事各8名の合計16名が弁護士職務に従事しています。現在派遣されている弁護士事務所は、次のとおりです。

派遣年度	派遣法律事務所	派遣者数
平成25年度		1
		1
		2
		2
		1
		1
平成26年度		1
		1
		1
		2
		1
		1
		1

また、平成27年度については、7名の検事を派遣する予定です。

濱 検事を受け入れていただいている弁護士事務所からは、

などの感想を頂いているところであり、引き続き多くの弁護士事務所に受入事務所として登録してもらえるよう働きかけていきたいところです。

神村 派遣される検事にとっては、普段扱うことのない仕事に従事するという大変有意義な経験を積むことができるものであり、その経験をフィードバックしてもらうことは検察全体にとっても大切なことだと思います。これからも多くの検事を受け入れてもらえるよう取り組んでいきましょう。

(5) 検事外部派遣制度

神村 検事外部派遣制度については、平成26年度は5名の検事を派遣しましたね。

茂木 はい。平成26年度は、更生保護施設、社団法人被害者支援都民センター、東京都児童相談センター、[]に各1名を派遣しました。

濱 民間企業への派遣については、経団連の御協力により、毎年様々な業種の企業を推薦していただいているところです。いずれの派遣者も、民間の企業や団体等での職務経験を通じ、幅広い視野、識見をかん養させ、市民感覚を学ぶという大変貴重な経験をすることができたものと思います。

茂木 弁護士職務経験制度や外部派遣制度については、体験談を随時検察月報に掲載しますので、多くの方に御覧いただきたいと思います。

(6) 司法修習関係

神村 次に司法修習の関係ですが、まず、司法試験合格者や検事任官者の動向について説明してください。

茂木 はい。平成26年は、1,810名が司法試験に合格し、現在68期司法修習生として修習を受けています。また、67期修習生からは74名が検事に任官しました。

神村 司法修習に関しては、最高裁主催の司法修習委員会で様々な議論が行われましたね。

茂木 はい。平成25年9月に政府に法曹養成制度改革推進室が設置され、法曹人口や法科大学院、司法試験の在り方のほか、司法修習の在り方についても議論がなされることとなりました。これを受け、司法修習委員会でも司法修習の更なる充実を図るための方策について検討がなされた結果、分野別実務修習に先立ち、司法研修所における導入的な集合修習を行うこと及び各分野別実務修習における指導内容を充実させるためのガイドラインを設けることが合意されました。導入修習については平成26年12月に開始する第68期司法修習から実施されます。検察のガイドラインについては、当局において作成し、平成26年3月に各庁に発出させていただきました。

濱 こうした新しい取組により、司法修習全体が更に充実したものとなるように努めていく必要がありますね。

神村 そうですね。また、検察においては、将来の法務・検察を支えていく優秀な人材の確保・育成という観点からも、各種取組を積極的に行っていく必要がありますね。

濱 検察における司法修習に関しては、平成26年度も、9月に司法修習生指導担当検事協議会が開催されました。本協議会では、司法修習生の能力向上及び検察に対する理解を図るための方策と課題並びに次代の検察を担う有為な人材を確保するための方策について、各実務庁から様々な取組や工夫が紹介され、各庁の、担当者間での情報共有が図られました。本協議会の詳細については、今後検察月報に掲載される予定です。

神村 法務省による修習としては、平成26年度も法務行政修習を実施しましたね。

茂木 はい。選択型実務修習の全国プログラムの一つとして、例年同様、法務省の全6局及び訟務部門による講義や関連施設の見学を内容とする修習を実施しており、B班は9月8日から12日まで、A班は10月20日から24日までの各5日間行いました。

本修習については、検事任官希望者以外の修習生にとっても有意義で興味深い内容の修習となっており、受講した多くの修習生から、[]との感想を頂きましたので、引き続き、各局等の協力を得ながら、充実したプログラムとなるよう努めていきたいと思っています。

(7) 検事志望者に対する説明会

神村 次に、法科大学院生についての話題になりますが、平成26年度も法科大学院生を対象とする検察庁説明会を実施しましたね。

茂木 はい。例年と同様、東京地検及び大阪地検の御協力を得て、東京会場では8月18日と19日の2日間、大阪会場では9月2日にそれぞれ開催しました。参加者は、東京会場が2日間で計216名、大阪会場が84名となりました。応募に当たっては、法科大学院に派遣されている検察官の皆様にも多大な御協力を頂き

ました。

説明会の内容ですが、東京会場では総務部長から、大阪会場では総務部副部長から検事の職務等について御講話を頂いたほか、いずれの会場でも人事課付から検事の待遇等について説明を頂き、また、現職検事等との座談会を実施しました。

濱 座談会では、東京地検、大阪地検から忙しい最中に多くの検事に参加していただきましたね。

茂木 はい。この座談会は、現職検事等2名が20名程度の法科大学院生からの質問に答える形で進行しますが、多くの学生は、興味津々に話を聞いており、説明会後に実施したアンケートでも

などの意見が寄せられ、大変好評でした。

濱 それは良かったですね。法曹を目指す学生にとって、検事の職務を知ることが、学習のモチベーションを高めるという意味でも非常に重要だと思います。平成27年度もたくさんの学生に参加してもらえよう、良い企画をしましょう。

神村 法科大学院生については、個別に刑事局見学等の受入も行っていますね。

茂木 はい。平成26年は、慶応、中央、東大の各法科大学院から刑事局見学の申入れをいただき、それぞれ懇談会も行いました。こうした機会も検事の職務を知ってもらう上で有意義だと思いますので、平成27年も積極的にお申し入れいただければと思っています。

(8) 検察広報関係

神村 さて、平成26年の検察広報活動はどうでしたか。

茂木 平成26年も、各庁において、少年鑑別所や保護観察所などの法務省関係の機関や、裁判所や弁護士会とも連携した法教育活動を取り入れるなど、積極的なふれあい広報活動が行われています。

また、平成26年は、法教育推進協議会において、法教育マスコットキャラクターの募集や人気投票を実施しましたが、各庁にも協力いただき、各庁がふれ

あい広報を実施した際に、広報先の方々にマスコットキャラクターの募集や人気投票の周知をしてもらいました。

濱 各庁がこのような企画に協力してくださることは、法務省の立場としても有り難いですね。

神村 毎年、法曹三者共催で行われている高校生模擬裁判選手権の様子はどうでしたか。

茂木 平成26年は、東京、大阪、金沢、徳島の4地区で実施され、教養系の職員が分担して傍聴しました。本職は東京大会を見学しましたが、学生は皆、入念に準備をし、優勝をかけて本番に臨んでおり、その姿は大変清々しいものでした。また、平成25年もそうだったのですが、学生の中には、証人尋問やプレゼンテーションの能力が極めて高いと思われる者もあり、審査員を務める法曹三者からは、「是非うちの職場に。」といった冗談交じりの講評もありました。なお、各大会の様子は、検察月報691号(平成26年11月号)に掲載しております。

また、本選手権については、事前準備や当日の運営に当たり、開催地区の各地検の皆様にも多大な御協力を頂いているところでありますが、今後も、開催地区に当たった各庁の皆様には、多くの学生が模擬裁判の経験を通じて刑事司法への理解を深めることができるよう、御協力をお願いしたいと思います。

神村 模擬裁判以外にも、各庁におかれましては、様々な形で検察広報を実施していただいておりますが、平成27年も、引き続き、積極的な検察広報活動を行っていただきたいと思います。座談会も大分時間が経過しましたので、ここで10分ほど休憩したいと思います。

(10分間休憩)

(9) 被害者支援担当者中央研修

神村 続いて、被害者支援担当者中央研修について説明してください。

茂木 はい。本研修は、平成26年度は11月に実施しました。対象は、被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官であり、平成26年度は、被害者支援員53名、検察事務官27名が参加しました。研修内容としては、刑事局から、法務・検察における犯罪被害者施策や被害者参加制度について、近時の動きを踏まえつつ説明を行い、その後、外部講師としてお迎えした警察庁犯罪被害者

支援室の臨床心理士から、犯罪被害者の心理について、内閣府犯罪被害者等施策担当参事官として出向中の検事から、政府における犯罪被害者等施策について、それぞれ御講義いただきました。さらに、各庁の被害者支援員事務の現状や課題等について、あらかじめ提出していただいた意見等を基に、全体でのフリーディスカッションを行いました。

濱 平成26年度の研修では、前年度のアンケート結果等も踏まえ、臨床心理士によるロールプレイングを導入するなどしたほか、最高検において検事総長からのビデオレターを作成していただき、その上映も行いましたね。

茂木 はい。まず、ロールプレイングについては、時間が不足してしまったところはありませんでしたが、研修後に実施したアンケートでは、
 という内容の意見が多数ありましたので、平成27年度も検討する必要があると思います。

そして、検事総長からのビデオレターですが、こちらは、ディスカッションの最後に上映しました。ビデオレターの内容は、大野検事総長が被害者支援員制度創設に携わられた時の状況や今の被害者支援員の方々に期待することなどであり、アンケートでは、「大変インパクトがあり、支援員に期待されていることなどを研修員一同がしっかり受け止め、鼓舞されたことと思う」といった意見が多数ありました。

神村 検察における犯罪被害者等に関する業務も年々変わってきているところであり、平成27年度も、本研修に求められる内容を十分検討しながら、一層充実した研修となるよう努めていきましょう。

(10) 検察月報

神村 検察月報についてはどうですか。

茂木 平成26年も、「少年法の一部改正」や「児童ポルノ法の改正」についての解説や「危険ドラッグの基礎知識」に関する記事、在外研究の報告や外部派遣、弁護士職務経験制度の各報告等、多種多様な記事を掲載しております。平成26年は、発行時期が遅延してしまい、情報の速報性という点で課題が残りましたが、この点については速やかに解決策を講じていこうと考えています。

濱 検察月報は、刑事局ならではの情報を発信することができるツールとし

て、重要な役割を持っていますし、長い歴史を有し、現在もたくさんのファンを抱える情報誌でもあります。今後とも、速報性等の課題もクリアしながら、更に充実したものにしていきたいと思います。

4 検務関係

神村 検務係は、検務事務はもちろんですが、検察庁の組織及び運営に関する問題や具体的な事件の捜査・公判の手続に関する問題への対応といった様々な分野にわたる事務を担当しており、相変わらず忙しい1年でした。

濱 はい、

8月には、内閣総理大臣と法務大臣において、これまで検察庁において保存してきたいわゆる軍法会議に係る訴訟に関する書類について、公文書管理法上の「歴史公文書等」として、国立公文書館へ移管する旨の申合せがなされました。

また、これまでも、衆・参両院の予算委員会及び法務委員会における法務大臣等への質問の資料作りのほか、国会議員からの説明要請や資料要求等への対応など例年どおり国会関係業務が多い1年でした。

(1) 検察審査会関係

神村 検察審査会制度については、平成21年5月に起訴議決制度が導入されてから5年半が経過しました。

平成26年までの運用状況はどうなっていますか。

中井優介局付 改正検察審査会法施行後、これまでに起訴相当議決がなされた件数は全部で32件あり、そのうち、検察官が起訴した事件は14件です。また、検察官が起訴しなかった事件で、第2次審査で起訴議決とされた事件は、平成25年から変わらず8件です。

神村 起訴議決に基づき公訴提起された事件の公判状況はどうなっていますか。

中井

濱

中井

濱

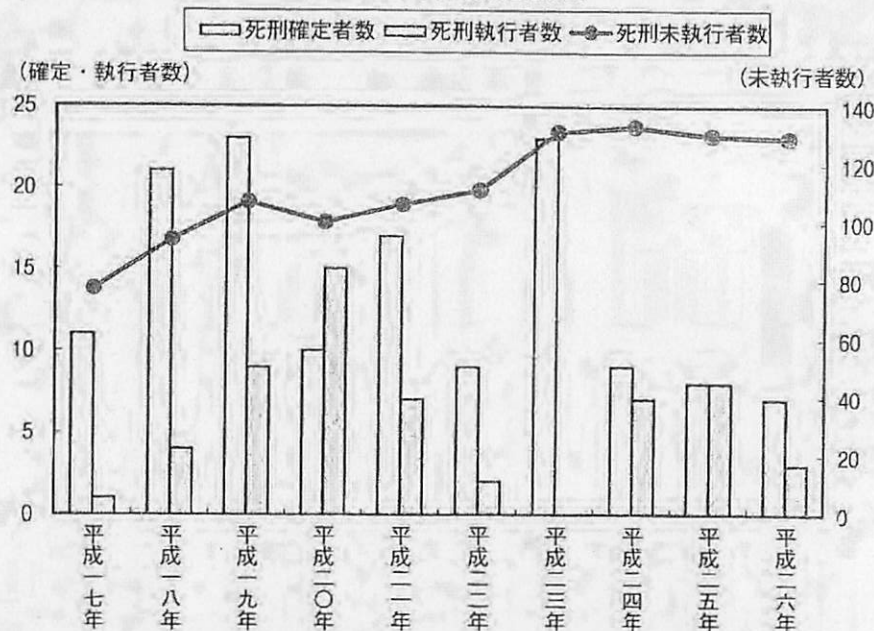
(2) 死刑関係

神村 平成26年の死刑の執行状況等を説明してください。

濱 平成26年の死刑執行人数は3名でした。谷垣大臣の命令により、6月26日に1名、8月29日に2名の死刑を執行し、それぞれ、執行当日に執行された者の氏名、生年月日、犯罪事実及び執行場所を公表しました。また、平成26年中に死刑が確定した者は、平成26年12月25日時点で7名となっております。

なお、平成17年以降の死刑確定者数及び執行者数等は、次の表のとおりです。

近年における死刑確定者数等



(3) 職務上の過誤関係

神村 職務上の過誤については、どのようなものがありましたか。

中井 とりわけ事件記録の紛失に関する報告が多かったように思います。そのほかにも、求刑の誤り、公訴時効の看過など、例年同様の報告もありました。

濱 過誤の発生原因を見ますと、法律や規程等の理解不足や誤認が多く、さらに、点検・確認者等のチェックが機能していないことが挙げられます。こうした問題を解消するためにも、積極的な自庁研修等の実施により、過去に生じた過誤事案の原因・問題点を認識して常日頃の職務に当たっていただくことが大切だと思います。

中井 平成24年から平成25年にかけて検察月報に総務課局付が連載していた「検察官のための過誤防止上の留意点」の記事も大変参考になるとと思いますので、再発防止策の一環として、ぜひ繰り返し読んでいただきたいと思います。

神村 検察庁における過誤は、結果的に、国民の権利を侵害し、検察庁に対する国民の信頼が損なわれる結果につながりかねませんので、日頃から職員一人一人が、その過誤の軽重にかかわらず、発生防止に対して高い意識を持つことが大切ですね。

(4) 検務実務家ブロック会同

神村 検務実務家会同は、平成24年、25年に引き続き、平成26年もブロックでの開催となりましたね。

中井 はい。高松高検において、福岡・高松各高検管内のブロック会同を、東京高検において、東京・仙台・札幌各高検管内のブロック会同を、大阪高検において大阪・名古屋・広島各高検管内のブロック会同をそれぞれ開催しました。

神村 平成26年はどのような協議が行われたのですか。

中井 平成26年の協議事項は、「徴収金の強制執行に係る事務処理上の問題点等について」、「犯罪被害者等に対する不起訴記録の開示に係る運用及び刑事確定訴訟記録の閲覧対応について」及び「検務事務経験の浅い職員に対する指導・育成の在り方について」でした。

まず、徴収金の強制執行に関しては、各庁における強制執行の具体的事例及び当該事例の中で問題を生じた点や効率的な手続を行うことができた点等について発表がありました。強制執行は、他の検察庁業務に比して専門的な民事法の知識が必要なこともあり、適正な対応に苦慮することも少なくありませんが、それぞれの庁における取扱い事例を共有することができ、非常に有益であったと思います。

また、犯罪被害者等に対する不起訴事件記録及び確定記録の閲覧等に関しては、不起訴記録の開示に関する弾力的運用における実情、問題点及び今後の課題等について、確定記録の閲覧謄写事務における実情、問題点、今後の課題等について、そして、犯罪被害者等に対する事件記録の閲覧・謄写に当たり考慮すべき事項について、各庁から有意義な意見が寄せられました。

最後に、検務事務経験の浅い職員に対する指導・育成の在り方に関しては、各庁において指導・育成に当たって留意している点として、採用後なるべく早

いうちに多くの検務事務を経験させること、各種勉強会の実施、職場の環境作り等に関する発表があり、続いて、今後構築すべき指導・育成態勢として、チーフ制度やメンター制度等の導入、再任用職員の知識・経験の活用、指導者の能力向上の必要性等の有益な意見が寄せられました。

神村 刑の一部の執行猶予制度の実施に向けた検討状況についても説明したのでしたね。

中井 はい。現在、当局において、各種検務関係事務規程及び検察総合情報管理システムについて、刑の一部の執行猶予制度の施行によって変更すべき点を洗い出し、その在り方を検討していること、特に、同システムにおいて用いられている検務関係の各種様式の多くについて、刑の一部の執行猶予制度に対応したものに変更する必要があると考えられ、その洗い出しを行っていることなどを説明しました。

濱 刑の一部の執行猶予制度は、平成28年6月18日までに施行される予定です。今後も、当局において、裁判所、矯正局及び保護局等の関係機関との協議を行い、制度の実施に向けた検討・準備を進めていく必要があります。

5 結び

神村 平成26年の総務課は、数々の会同や研修などへの対応で多忙な1年となりました。

平成27年もいろいろな困難が待ち受けていることと思いますが、総務課一同一丸となって、がんばっていきましょう。以上で、総務課座談会を終わります。

第 2 国 際 課 関 係

1	国際課の構成等	51
2	国際捜査共助事務	51
3	逃亡犯罪人引渡事務	60
4	国際会議関係	62
5	人権関係	72
6	まとめ	73

第2 国際課関係

1 国際課の構成等

松下裕子国際課長 それでは、平成26年の国際課を振り返る座談会を始めます。はじめに、国際課の体制と所掌事務の概要を説明してください。

大原義宏国際刑事企画官 はい。国際課は、現在、課長、国際刑事企画官、刑事局付3名、捕佐官、係長3名、事務官4名、事務補佐員1名の14名の構成です。所掌事務は、大まかにいえば、捜査共助や逃亡犯罪人引渡しに関する事務、共助・引渡しの枠組の構築や刑事分野における国際的なルール形成につながる条約関連の事務、そして、刑事に関する様々な国際会議や国際機関の活動への対応に係る事務があります。国際課には三つの係があり、これらの事務を担当しています。

渡部直希局付 檢察の現場からは国際課の仕事は見えにくいかもしれませんが、国際刑事の分野は成長し続けており、国際会議の数も増えています。特に春と秋は国際会議が目白押しですので、課長・企画官・局付が次々と出張して、全員が次に揃うのは1か月後、ということも珍しくありません。

2 国際捜査共助事務

松下 それでは、檢察実務と特に関係の深い業務を中心に、具体的に振り返っていきましょう。まずは、国際捜査共助事務の概況について説明してください。

渡部 国際捜査共助とは、基本的には、外国の要請により、その国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供をすることを言いますが、現在は、刑事共助条約等に基づき、ビデオリンクや文書の送達など、従前は捜査共助に含まれていなかった措置についても協力するようになってきています。

日本から外国に対して協力を要請する「囑託」事案と、外国から日本に対して協力を要請してくる「受託」事案とがあります。法務省は、「国際捜査共助等に関する法律」に基づき、受託事案の全てについてその事務を担います。外務省から、あるいは外国から直接、共助要請書を受け取ると、要請書の内容を検討し、共助の実施が可能かどうかを判断し、検察庁、警察、海上保安庁等の機

関に共助の実施を依頼することになります。どの機関に共助を実施していただくかは事案の複雑さや実施すべき共助の内容によって判断しています。

一方、嘱託事案の場合には、基本的には法務省は検察庁からの共助要請のみを扱うのですが、刑事共助条約がある国との間では、条約上の中央当局として、警察以外の第一次捜査機関からの共助要請も取り扱います。

法務省が取り扱った過去10年間の嘱託事案及び受託事案の状況は、表1及び2のとおりです。ちなみに、平成26年中の受託事案62件の中で、検察庁に共助実施を依頼したものは12件でした。

表1

捜査共助（嘱託）件数の国別内訳（平成26年12月末現在）

国名	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
アメリカ合衆国		1	4	2	2	1	1	2	4		
アルゼンチン共和国							1				
イラン・イスラム共和国				1							
インドネシア共和国								1	1		
ウガンダ共和国											
ウズベキスタン共和国											
エストニア共和国											
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国					1				1		
エクアドル共和国							1				
オーストラリア連邦						1					
オーストリア共和国		1									
カナダ				1		1					
シンガポール共和国						1			2		
スイス連邦			2								
スウェーデン王国											
セルビア共和国			1								

国名	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
タイ王国		1	1		2						
大韓民国		1	2	6	2	3	3	1	5		
中華人民共和国		1	2	1			3	3	2		
デンマーク王国											
ドイツ連邦共和国			1								
トルコ共和国								1			
ノルウェー王国		1									
パキスタン・イスラム共和国											
フィリピン共和国			1	2							
フランス共和国					1						
ブラジル連邦共和国							1				
ベトナム社会主義共和国					2						
ベルギー王国								1	2		
ベルー共和国			2								
香港		1		1	1	2		2	1		
メキシコ合衆国		1									
ラトビア共和国											
リヒテンシュタイン公国									2		
ルクセンブルク大公国						1					
ロシア連邦											
合 計		8	16	14	11	10	10	11	20	17	17

表2

捜査共助（受託）件数の国別内訳（平成26年12月末現在）

国名	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
アメリカ合衆国		1	2	7	6	1	1	4	6		
アルジェリア民主人民共和国											
アルゼンチン共和国											
イスラエル国		2	2		1		2	2	1		
イタリア共和国		1						2	3		
イラン・イスラム共和国									1		
インドネシア共和国								1	1		
ウクライナ		1	1		1				1		
エクアドル共和国											
オーストラリア連邦		1		3			1	1	1		
オーストリア共和国									1		
オランダ王国		2	2			1	2		3		
カザフスタン共和国		1					1				
カナダ		3	1			1			2		
カメルーン共和国											
キプロス共和国					1		1				
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国		2		6	2	5	2	2	4		
ケニア共和国								1			
コロンビア共和国		4	2					1			
スイス連邦			1	1	2		3	2	1		
スウェーデン王国		1									
スペイン		1						1	2		
スロバキア共和国			1					2	1		
セルビア共和国※				1							

国名	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
タイ王国		1			2			1	3		
大韓民国		3	3	5	5	8	3	8	8		
タンザニア連合共和国						1					
チェコ共和国			3		1	1	1	1	2		
中華人民共和国							1	2			
チリ共和国			1								
デンマーク王国		1									
ドイツ連邦共和国		3		4	3		3	3	5		
トルコ共和国		1					2	1	5		
ニュージーランド		1						1			
ハンガリー											
フィリピン共和国					1						
フィンランド共和国									1		
ブラジル連邦共和国		1	1								
フランス共和国		4	1	3			1	2	3		
ブルガリア共和国			1		1		2		3		
ベトナム社会主義共和国						1	1				
ベラルーシ共和国		2					2				
ベルギー王国		4		1		1	4	3	1		
ベルギー王国		4	1					2	1		
ポーランド共和国		13	8				1	1	2		
ボツワナ共和国			1								
ポルトガル共和国						2	1	1	2		
香港				2			2		2		
マラウイ共和国							1				
マレーシア		1	1								

年次 国名	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
メキシコ合衆国	1						1	1		
モンゴル国					1			1		
モンテネグロ								1		
ラトビア共和国								1		
リトアニア共和国	2				1		1			
リヒテンシュタイン公国							3			
ルーマニア							3	2		
ルクセンブルク大公国	1									
ロシア連邦	8	2	1	2	2	2	2	26		
合 計	71	35	34	28	26	40	55	98	76	62

※セルビア共和国は、H18.6.5までセルビア・モンテネグロ

松下 検察の現場においても、収集したい証拠が海外に所在するという事例は増えているという実感があると思いますが、実際、嘱託事案は平成25年よりも1件増えており、平成23年以前に比べて増加傾向が続いていますね。嘱託事案では、要請からどの程度の期間で証拠を入手できるのですか。

北嶋良蔵刑事局付 共助の実施に要する期間は、刑事共助条約にも定めはなく、相手国によって、また、事案や共助の内容によって大きく変わるというのが実情です。

平成25年中に相手国から回答が得られた事案を見ますと、

松下

少しでも早く証拠を入手するための手立ては何かありますか。
篠原健刑事局付 外国に所在する証拠が必要になりそうときは、まず、で

きるだけ早く国際課に御連絡いただくことが重要です。何が出来るか、どのように要請書を作ると良いか、といった点を早くから整理すれば、要請書の作成に要する時間を短縮できます。

松下 受託事案の件数は、平成24年以降高い水準にあります。検察庁に実施を依頼する事案も少なからずあるわけですが、受託事案において誠実に共助を実施することは非常に重要です。

大原 国際捜査共助の世界では、相互主義といって、相手にしてもらうことは自分もしてあげないといけない、という原則があります。受託事案を迅速・的確に実施すると、相手国は恩義に感じ、次に日本から要請をしたときに誠実に対応してくれます。ですから、受託事案の実施は、嘱託事案において証拠を入手するためにも非常に重要なのです。検察庁におかれては、日常業務でお忙しいこととは思いますが、是非こうした事情に鑑みて、共助の実施には積極的に御協力いただければ幸いです。

松下 続いて、国際捜査共助に関する個別事案について振り返りましょう。嘱託事案で参考になる事案としてはどんなものがありましたか。

北嶋

大原 本件は、捜査に着手してから早期に捜査共助を要請した結果、完全ではないものの早期に有益な証拠を入手することができ、早期の処理も可能になった事例として大いに参考になると思います。なお、

国際課としては、地検の検事の出張がスムーズに進むようできる限りの協力をしたいと考えています。そのため、地検の検事の出張が考えられる場合も早めに国際課に連絡を取っていただきたいと思います。

松下 次に、外国から捜査共助要請を受けた受託事案についてですが、どんな事案がありましたか。

渡部

大原

渡部

松下

ところで、米国やロシアとの間では、刑事共助条約の履行に関する実務者協議も実施しましたね。

渡部 米国との間では、日米刑事共助条約の発効時から毎年実務者協議を開催しており、平成26年は、5月にワシントンDCで実務者協議を実施しました。また、ロシアとの間では、条約発効時の平成23年2月以来の実務者協議を4月に東京で実施しました。これらの協議では、係属中の共助案件や引渡案件について生じた問題点について議論し、双方の考え方に対する理解を深めることができました。

大原 捜査共助の実施に際しては、様々な問題が生じ、お互いの法制度や実務に関する理解が必要であることも少なくなく、また、円滑な事務手続のためにはお互いの信頼関係も必要です。そこで、米国やロシアのように、刑事共助条約を結んだ国との間で、定期的に、捜査共助の実施において事務を取り扱う中央当局の実務者同士で実際に顔を合わせて意見交換を行うのは極めて有益です。今回の協議を経て、米国との間では、毎年協議を行っていることによる安定した信頼関係があることを実感しましたし、ロシアとの間では、実務が機能してから初めての協議であったため、ロシアの共助や引渡しに対する考え方を知る良い機会になりました。

松下

刑事共助条約の締結交渉はどうなっていますか。

北嶋 刑事共助条約は、捜査共助を迅速・円滑に進めるために有効なツールですから、新たな刑事共助条約を締結したいと考えており、いくつかの国との間で刑事共助条約締結に向けて準備検討を行っています。

刑事共助条約の締結については、外務省や警察庁などの関係省庁及び相手国との調整が不可欠であり、タイミングが肝心ですが、重要な課題ですから、前向きに検討を進めていきたいと思っています。

3 逃亡犯罪人引渡事務

松下 では、次に、逃亡犯罪人引渡事務の概況を説明してください。

渡部 逃亡犯罪人引渡しとは、外国に所在する逃亡犯罪人の引渡しを当該国から受けるというものです。逃亡犯罪人には、請求国においてまだ訴追されていない者、公判係属中の者、有罪判決が確定し刑の執行を受けるべき者のいずれも含まれます。

逃亡犯罪人の引渡しにおいても、捜査共助と同様に、我が国から外国に引渡しを求める「囑託」と、外国から我が国に引渡しを求めてくる「受託」に分かれます。逃亡犯罪人引渡しでは、条約の有無にかかわらず、囑託事案における対外国の窓口は外務省になりますので、当課では検察庁からの請求分のみを取り扱い、外務省と連絡を取り合います。受託事案については、対外国の窓口は外務省ですが、引渡しのための国内手続は基本的に法務省と東京高等検察庁が担当しますので、当課において全ての受託事案を把握しています。

当課が把握する過去10年間の逃亡犯罪人引渡しの囑託、受託の状況は、表3のとおりです。

大原 逃亡犯罪人引渡しの個別案件として、平成26年は、[REDACTED] 請求を受けて逃亡犯罪人を引き渡した事例が1件ありましたね。

北嶋 [REDACTED]

篠原 どういう点が問題だったのですか。

表3

○ 外国から正式に犯罪人の身柄の引渡しを受けた事例（囑託）

年次	件数	相手国	罪名
22	2	[REDACTED]	[REDACTED]

*調査期間は、平成16年から同25年までの10年間。

○ 我が国から法務省を経由して正式に犯罪人の身柄を引き渡した事例（受託）

年次	件数	相手国	罪名
17	2	[REDACTED]	[REDACTED]
18	1	[REDACTED]	[REDACTED]
19	2	[REDACTED]	[REDACTED]
20	2	[REDACTED]	[REDACTED]
23	1	[REDACTED]	[REDACTED]
24	1	[REDACTED]	[REDACTED]
25	1	[REDACTED]	[REDACTED]
26	1	[REDACTED]	[REDACTED]

*調査期間は、平成17年から同26年までの10年間。

北嶋 [REDACTED]

渡部 [REDACTED]

北嶋

大原 この件は最後まで大変でしたよね。

北嶋

4 国際会議関係

松下 続いて、国際課の主要業務の一つである、国際会議対応に移りましょう。国連における犯罪防止・刑事司法分野での重要な会議として、国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）がありますね。

北嶋 コミッションは、毎年春にウィーンで開催されており、今後の刑事司法の在り方について協議を行っています。平成26年5月に開催された第23回コミッションには、上野最高検公安部長を団長とし、松下国際課長、大原国際刑

事企画官、朝火局付と小戦のほか、国連アジア極東犯罪防止研修所所長と教官、外務省担当者からなる代表団で対応しました。コミッションでは、テーマ別討論の場で、各国のハイレベルによるステートメントが行われるほか、刑事司法・犯罪防止に関する決議案が採択されるのですが、連日深夜まで協議がなされ、午前1時を過ぎることもありました。

松下 平成26年のテーマ別討論は、「刑事分野における国際協力」でしたね。

北嶋 はい。我が国は、日本政府を代表して、上野部長に国際捜査共助の活用など刑事分野における国際協力に関する取組をアピールするステートメントを行っていただきました。

篠原 決議案としては、具体的にはどのようなものがあったのですか。

北嶋 密入国に対処するための国際協力の強化、木材及び林産品の違法取引対策など国境を越えた犯罪に対処するための国際協力に関する決議案のほか、児童に対する暴力の撲滅のためのあるべき制度や運用を示したモデル戦略を承認する決議案もありました。

松下 このモデル戦略については、平成26年の2月にタイ・バンコクで開催された、児童に対する暴力撲滅のモデル戦略策定に関するオープンエンド政府間専門家会合でその中身についての議論がなされたのですよね。

大原 はい。私もその会議に参加し、我が国の制度や運用との整合性といった観点から様々なコメントをしましたが、各国が様々な主張をして議論はなかなかまとまらず、朝の4時過ぎまで続いたこともありました。

松下 次に、そのコミッションでも話題に出ていましたが、平成27年には第13回国連犯罪防止・刑事司法会議（コンGRESS）がカタールのドーハで開催されます。このコンGRESSは、コミッションの諮問機関でもあり、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の会議で、5年ごとに開催されるものです。各国からハイレベルの代表が出席し、我が国からは毎回検察首脳も出席していますが、平成26年はその準備会合が開かれましたね。

北嶋 はい。我々が出席したのは1月にバンコクで開かれたアジア太平洋地域準備会合で、アジア地域の国々が集まり、それぞれの国の取組や意見を述べつつ、コンGRESSの議題に関して協議をするものでした。我が国からは、裁判

員制度に関する紹介などを行いました。

大原 この時期は、バンコクでデモによる非常事態宣言が出ていましたよね。

北嶋 はい。会合への参加国も予定より少なかったですし、ホテルの近くの主要な道路が封鎖されていて、デモ隊が行進するなど、物々しい雰囲気がありました。

篠原 今の話にもあったように、国際会議への参加等で海外に出張する場合には、その国の政治状況や治安状況が不安定な場合もありますので、国際課では情報収集に努め、出張者の安全確保に努めているところです。

渡部 10月には、カタール代表団が訪日し、 kongressで採択される政治宣言に盛り込むべき事項について、我が国の意見を聴取していきました。政治宣言とは、kongressの成果物であり、次のkongressまでの5年間の刑事司法分野における世界的な活動指針となる重要な宣言です。日本側は、法務省内関係部局間、更には外務省とも協議を行い、政治宣言で取り上げられるべき点を特定し、説明を行いました。現在、関係国の間で政治宣言の内容につき議論が続けており、最終的には平成27年4月のkongressにおいて採択されることとなります。

松下 次に、FATF（金融活動作業部会）に移りましょう。平成26年もいろいろな動きがありましたが、まずはFATFの概要を説明してください。

篠原 FATFとは、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された多国間の枠組みで、勧告の策定を通じて資金洗浄・テロ資金供与対策の国際基準を作り、加盟国間の相互審査や勧告非遵守国に対する制裁措置を通じて各国に勧告の実行を促すことを主な活動内容としています。現在の加盟国は34か国2機関ですが、FATFは、事実上、国際スタンダード設定機関となっています。

大原 平成26年はどのような動きがあったのでしょうか。

篠原 FATFは、原則として年3回の会合を行い、各会合では、先ほどお話しした相互審査に加えて、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する新たな論点や取組について議論を行います。相互審査で一定以上の評価を得た国はこの審査プロセスから卒業できるのですが、その他の国は、卒業水準に達するまで定期

的に勧告の履行に向けた進捗状況を報告しなければなりません。我が国は、米国などと並んで3次審査を卒業できていない状態であり、具体的には、①金融機関に十分な顧客管理義務を課すこと、②テロリストへの物質的支援の犯罪化や非テロリストによるテロリストのための資金収集の犯罪化といったテロ資金供与対策、③テロリストの資産凍結、④国際組織犯罪防止条約の批准という四つの分野での取組みが求められる状態でした。

平成25年夏には上記の不備の改善を求めるハイレベル使節団が来日し、関係各省の大臣や幹部と面会するという事態になったのですが、その後もFATF勧告を満たすような評価を得ることができず、とうとう平成26年の6月会合後には、我が国を名指しする形で、不備事項の早期改善を求める声明が公表されてしまいました。

北嶋 そんなことになっていたのですか。声明が公表されると、我が国にどのような影響があるのですか。

篠原 国際社会から、資金洗浄・テロ資金供与対策が甘いと見られ、我が国の金融機関の国際的な取引が円滑に行われなくなるなど、金融機関の仕事に支障が出るおそれがあります。

大原 名指しで声明公表というのは、頭の痛い措置ですが、その後大きな進捗も見られたのですよね。

篠原 おっしゃるとおりです。10月会合においては、上記不備事項のうち、①から③については、それぞれ、犯罪収益移転防止法改正案の国会提出、継続審議となっていたテロ資金提供処罰法改正案の早期成立に向けた努力、国際テロリストの財産凍結法案の国会提出を報告することができ、加盟国から我が国の努力が評価されました。これら3法案は、会合直後の11月に無事成立したので、平成27年に開催される2月会合では、我が国に対し、一定の評価がなされることを期待したいところです。これで、残る不備事項は、④国際組織犯罪防止条約の締結のみとなりました。

渡部 我が国も早期の卒業を引き続き目指したいところですね。

篠原 そうですね。我が国にとっては、3次審査を卒業することが最優先ですが、10月会合からは、次のステップである4次審査も開始されており、我が

国もいつか来る4次審査に向けて、既に審査を受けた国々の経験を十分に研究し、準備を進めることも重要です。刑事関係法制は、各国の歴史や文化にも根ざした独自のものですが、審査において、そうした違いを効果的に伝えるとともに、先進的で有用な取組には真摯に学び、主体的に国際的なルール作りに関わることが大切だと感じました。

松下 腐敗対策に関する会議も活発ですね。まず、OECD 贈賄作業部会の進捗状況はどうでしたか。

北嶋 OECD 贈賄作業部会は、「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」に基づき、締約国が同条約を履行しているかを各国相互に審査し、勧告を出すなどの作業を行っており、毎年4回、3月、6月、10月、12月に開催されています。この作業部会では、各国ごとに審査が進んでいくわけですが、我が国は、審査の3段階目であるフェーズ3後のフォローアップを行っている状況です。具体的には、フェーズ3審査の際に我が国に出された勧告に関し、その後に行った取組を作業部会で報告し、その取組が勧告の内容を十分に満たしているか否かにつき議論がなされています。

篠原 法務・検察に関わる勧告としてはどのようなものがあるのですか。

北嶋 勧告には、フェーズ3対日審査で出されたものとフェーズ3対日審査に2年後報告を踏まえて出されたものがありますが、特に問題となっているものに絞って説明しますと、①外国公務員贈賄事件を発見、捜査、訴追するために、リソースを適切に配分し、また、関係機関との効果的な連携を図ることと、②外国公務員に賄賂を贈ることから生じる収益の没収を可能とし、また、同収益の洗浄を犯罪とするために、組織犯罪処罰法を改正することです。①については、平成26年の3月会合で口頭報告、6月会合で書面報告を行うことが求められており、②については、進捗状況を毎回の会合で口頭報告することが求められており、さらに平成26年の12月会合では、全ての勧告についてフォローアップを書面報告することが求められておりました。

渡部 平成26年はこれらの勧告についてどのような動きがあったのですか。

北嶋 ①の点については、東京、大阪、名古屋の地検特捜部に外国公務員贈賄担当検事を置いて取組を強化しましたので、そのことなどを報告し、一定の

評価が得られたのですが、具体的にどのように機能するか明確になっていないと指摘されるなどし、6月会合において、日本の取組が未だ不十分であるとの内容の声明がOECDのホームページ上に公表されました。

もっとも、12月会合では、先にも述べましたが、東京地検において、外国公務員贈賄担当検事が主任となって外国公務員贈賄事案を立件し、起訴したことなどを報告したところ、完全ではないものの、高い評価を受けることができました。

しかしながら、②の点については、進捗がないことに対する懸念を6月会合での声明に盛り込まれるとともに、12月会合でも改めて重大な懸念が表明され、主にこの点に関し、我が国のハイレベルに直接働きかける必要があるとして、訪問団を日本に派遣する方針が決定されました。今後、その詳細が議論されることになります。

大原 この会合については、毎年の座談会でも取り上げられていますが、非常に厳しい指摘を受け続けていますので、国際課として、引き続き、重大課題として適切に対応する必要がありますね。

次に、G20腐敗対策作業部会はいかがでしたか。

篠原 はい。この部会は、国連腐敗防止条約(UNCAC)の趣旨を踏まえ、G20諸国がどのように腐敗対策に取り組んでいくかということを議論するのですが、平成26年は、オーストラリアとイタリアの議長のもと、2月にシドニー、6月にローマ、10月にパリで、計3回の会合が開催されました。この会合では、毎回、我が国の国連腐敗防止条約の批准状況が照会されるのですが、そのほか、平成26年は、先ほどのOECDの話とも重なりますが、外国公務員贈賄対策や法人等の透明性確保のための方策も議論され、月会合においてG20としての行動計画や実施計画が採択されました。

国連腐敗防止条約の批准状況の照会について述べると、私が出席した10月会合では、我が国と同様条約未批准だったドイツが年内に批准できる旨の報告を行い、拍手を受けており、その直後に報告を行った我が国は批准時期を示せる段階にはなく、少々ばつが悪い思いもしました。私としては、北嶋局付らが出席したカンボジアにおけるASEAN経済共同体における外国公務員贈賄対策

に関する地域会合における我が国の貢献を紹介するなど、我が国としてのアピールも行ったつもりですが、批准時期を明確に示すことができれば各国の理解を得ることは困難であると痛感しました。

大原 今も話に出ました、外国公務員贈賄に関しては、9月にイギリスのケンブリッジ大学で開催された国際経済犯罪シンポジウムにおいても、当時最高検の国際担当検事であった千田検事から、我が国の取組について基調講演を行っていただきました。先ほどの話にもあったように、我が国は、外国公務員贈賄に対して熱心に取り組んできていますので、そのような取組を対外的に発信する有益な機会であったと思います。

松下 犯罪由来収益の財産回復というのは、重要な国際協力の分野であり、この分野ではいくつかの国際的ネットワークがありますね。

篠原 財産回復とは、腐敗等の犯罪に由来する収益や資産が、資金洗浄などによって外国に移転してしまった場合に、それを没収し、元の国に返還することです。こうした刑事分野の国際協力は、各国の主権とも密接に関連するため、どうしても長い時間がかかりがちで、ときには、数年を要することさえあります。もちろん、こうした手続は重要なのですが、他方で、複雑な政府機構の中で、相手国の担当者にたどり着くことさえ困難な場合があります。こうした中で、形式的なやり取りを少しでも省略し、担当者間でより直接的かつ緊密に連絡を取り合い、国際協力を少しでも円滑に進めるため、北米・欧州や西アフリカといった世界中の各地域で、共助担当者の名簿を作ったり、フランクに情報交換をしたりといったネットワークができつつあるというのが近年の状況です。そんな中で2013年秋に設立されたのがアジア・太平洋地域財産回復ネットワーク（ARIN-AP）です。平成26年夏にインドネシアのジョグジャカルタで第1回全体会合が開催され、各国の担当者リストや統計が整備され、財産回復実務についての意見交換や発表が行われました。平成27年はオーストラリアが議長国となり、このネットワークを発展させていくことになるでしょう。

北嶋 財産回復というと、アラブ地域の財産回復に我が国も参加していると聞きましたが、どんな形で関わっているのでしょうか。

篠原 いわゆる「アラブの春」以降、昔の独裁者の腐敗資産を取り戻したい

という動きがアラブ諸国で見られる中、アメリカのイニシアティブのもと、G8の枠組みで、アラブ・フォーラムという財産回復ネットワークが生まれ、我が国も第1回会合から参加しています。平成26年はロシアが議長となる予定でしたが、ウクライナ問題などを背景に、急速にスイスが議長を務めることになりました。基本的には、和やかなムードの中で新たな論点やアラブ諸国への捜査技術支援について議論されたのですが、

松下 条約によっては、加盟国が集まって履行状況を報告し合うなどをしている場合がありますね。平成26年は国際組織犯罪防止条約の締約国会合がありました。

渡部 この会合は隔年で開催されていますが、平成26年は10月にウィーンで開催されました。国際組織犯罪防止条約は180か国以上が加盟しており、今や国際標準となっていますが、日本は未批准であるため、オブザーバーとして締約国会合に参加しています。

私は主に、技術援助や国際協力に関する作業部会に出席したのですが、特に国際協力作業部会は、捜査共助や犯罪人引渡しに関する各国の実務状況を報告し合ったり、問題点を議論するといった内容で、かなり充実していました。また、我が国に対し、ルーマニアが迅速な共助の実施に対する謝意を表する一幕がありました。

北嶋 捜査共助の受託事案を誠実に執行することで、外国からの評価や信頼が高まるという好例ですね。

篠原 もっとも、締約国会合自体は、オブザーバー参加できるに過ぎないんですよ。先ほど来、私が担当しているFATFやG20の場における国際組織犯罪防止条約や国連腐敗防止条約を批准できていないことによる国際社会からの非難を説明してきましたが、色々な場で影響があることが分かりますね。

渡部 そのほか、条約の締約国会合に位置づけられるものとして、欧州評議

会のサイバー犯罪条約委員会(T-CY)もありました。同委員会では、加盟国がサイバー犯罪条約の履行状況について報告し合うとともに、新たな問題について議論する場となっています。毎年6月と12月にフランスのストラスブールで開催されています。

松下 自国にいながら外国にあるデータにアクセスする、「国境を越えるアクセス」について議論が続いていましたね。

渡部 はい、アクセス権限のある者の同意がない場合に国境を越えるアクセスが許容されるかどうかについて各国合意に達するのは難しい状況であり、新たに議定書を作成してはどうかという議論もありましたが、慎重論もあり、議定書の作成は取りやめになりました。一方、クラウドに保存されたデータを刑事事件の証拠として取得することの可否や要件等について、これから2年間かけて作業部会で議論を進めていくことが決定され、我が国もその議論に加わることとなりました。

クラウドは国外のサーバーに構成されている場合が多く、しかも、データは特定の一つのサーバーに固定的に保存されているわけではなく、物理的にはあちこちのサーバーを転々と移っています。こうした特徴も踏まえ、どのようにデータを取得すべきかを検討していくことになります。

大原 国境を越えるアクセスにせよ、クラウドに保存されているデータへのアクセスにせよ、伝統的な国家主権の概念や共助の仕組みでは対応しづらい分野です。他方、必要性のみを強調してどの国も自由にデータを取得できることとしてしまうと、我が国の国民が保有しているデータに外国機関が勝手にアクセスするというにもつながるわけで、慎重な検討が必要ですね。

渡部 ところで、私はこの会議には12月に初めて参加したのですが、出席者の仲間意識が非常に強く、また、特に熱心な一部の国が、理想に燃えて議論を引っ張っているという印象でした。こうしたフォーラムではどこでもこうした雰囲気はあるものですが、こうした雰囲気があると議論が特定の方向に進みやすかったり、更には排他的な方向にもつながりかねませんので、対応には注意が必要だと感じました。

篠原 国際会議ではそれぞれの国の思惑もありますし、単に正論を述べても

通るわけではないですよ。会議ごとに、雰囲気や他の参加国の動向を踏まえつつ、こちらの意見を聞き入れてもらえるようなタイミングや言い回しを考える必要があります。

松下 次に、ローマ・リヨングループに移りましょう。平成26年は基本的な構成からして大きな動きがありましたね。

渡部 はい。ローマ・リヨングループは、国際組織犯罪及びテロ対策に関するG8の上級専門家会合であり、平成26年はロシアが議長国でした。しかし、先ほどFATFでも話に出ていましたが、ウクライナを巡るロシアの行動に他国が反発し、G8での会議が開催できなくなり、ロシアを除いたG7でローマ・リヨングループを継続させることとなりました。来年の議長国であったドイツが主催国となることを引き受けてくれ、11月にベルリンで開催されました。

刑事局は、ローマ・リヨングループの中では主に刑事法サブグループに関与しており、私が出席してきました。国際組織犯罪対策やテロ対策における各国の進展状況を報告し合ったり、テロにおける外国人戦闘員問題への対応策について議論をしてきました。

松下 次に、国際会議とはちょっと違いますが、外国との意見交換の場として、日仏セミナーがありましたね。

篠原 日仏セミナーは、日本とフランスの検事・裁判官等を参加者として実務上問題となるテーマについて議論するセミナーであり、平成23、24年とフランスで開催された後、平成25年、平成26年は日本で開催されました。平成26年は、再犯防止、被害者保護をテーマとして議論を行いました。

大原 再犯防止について3セッション、被害者保護について2セッションに分けて、違った切り口から興味深い議論がなされました。特に再犯防止に関する各種機関の役割等が議論されましたので、最高検の国際担当検事や当省の保護局、矯正局からも参加を得てプレゼンテーションを行ってもらったのが特徴的でしたね。

3月には、[]を招へいして講演を行ってもらった。招へい案件も実施しており、多数の方に聴講いただいたのも印象に残っています。

5 人権関係

松下 人権関係の業務も国際課における重要な業務の1つですが、平成26年は特に忙しかったですね。

北嶋 平成26年は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）と人種差別撤廃条約の対日審査が、7月と8月にジュネーブでそれぞれあったため、その対応に追われました。

篠原 条約の対日審査とはどのようなものなのですか。

北嶋 日本は、自由権規約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約などの国際人権関係条約の締約国ですが、これらの人権条約は、締約国が条約を履行することを確保するために、条約委員会によって締約国の取組を審査するという仕組みになっています。このため、我が国も、条約委員会に対し、事前に書面で取組に関する報告をした上、日本政府代表団が国連に赴いて、委員からの質問に対し口頭で回答するという審査を受けることになります。また、審査の前に、NGOが、自らの見解を報告書として委員会に提出したり、委員に対して直接説明することも可能ですが、我が国のNGOはこれらの活動を極めて活発に行っておりません。

渡部 とりわけ自由権規約は、人権条約の中で最も基本的かつ包括的なものですから、法務省のほか、外務省、内閣官房、警察庁、厚労省など多くの関係省庁担当者が出張して対応しましたよね。

北嶋 はい。代表団が一丸となって対応しました。審査の場では、委員たちが先にまとめて質問をし、その後、日本側が回答するという方式がとられましたが、実際には、質問というよりも委員からの意見が順番に述べられ、その後、日本側が関連する論点について順番に説明するというものでした。このため議論がかみ合っていないように感じることも多々ありました。

大原 審査の結果として、委員会から勧告が出されましたが、刑事局関連としてはどのような勧告がありましたか。

北嶋 自白強要や代替収容制度、死刑、ヘイトスピーチに関する勧告などがありました。例えば、代替収容制度と自白強要について御紹介しますと、委員からは、代替収容制度は、自白強要の温床ではないかなどと指摘されましたの

で、代替収容制度の意義に加え、被疑者の権利保障のための制度・運用の実情を説明しました。最終的に、委員会から、代替収容制度の廃止や取調中の弁護士の立会いを確保すべきなどとする勧告が出されました。委員会は、法学者や弁護士、外交官などの委員からなりますが、日本の実情をよく知っているとは限りません。日本政府とNGOの報告が大きく異なっていることなどから、委員会において日本の実情を理解することが困難なためか、欧米のスタンダードとなっている制度を日本が採用していないことについて強く批判するという傾向があるように感じています。このため、委員会からの指摘を受けて今後の我が国の制度をどのようにしていくかについては慎重な検討が必要だと思われます。

篠原 検察実務の観点からは何か留意点はあるのですか。

北嶋 実務上、弁護士等が、この委員会の最終見解等に基づいて種々の主張を行う場合がありますので、検察官としては、人権条約や人権審査の内容を理解した上で、主張の根拠となる見解がどのようなものであるかを確認して、実際の捜査、公判を適切に行っていくことが肝要だと思っております。

松下 ところで、国際課の局付は、法総研が実施する検事に対する研修の際に講師として、人権条約に関する講義を行う機会をいただいていますね。

北嶋 はい。人権条約及び刑事に関する国際協力に関する講義を実施しており、その中で、人権条約の内容に加え、平成26年行われた対日審査の状況、勧告の内容及びその受け止め方についても説明をし、人権に関する理解を深めていただくよう努めています。

6 まとめ

松下 検察の現場に深く関わる大きな動きを中心に取り上げてきましたが、いろいろな案件がありましたね。国際会議も増える一方ですし、また、このほかにも国際課では、XXXXXXXXXXなど様々な業務を担当していますので、非常に忙しい一年でしたが、皆さんの努力によって、十分な成果を上げることができたと思います。

国際刑事の分野は今後とも成長が見込まれ、国際課もますます忙しくなることと思いますが、業務としての重要度は増すばかりですから、頑張っていきま

しょう。

これで座談会を終了します。

第 3 刑事課関係

1	はじめに	77
2	新しい制度の運用や国会の動き等	77
3	一般刑事関係	80
4	少年関係	83
5	交通関係	84
6	財政関係	85
7	経済関係	87
8	官紀・選挙関係	89
9	おわりに	89

第3 刑事課関係

1 はじめに

山元裕史刑事課長 これから、恒例の座談会を行って、平成26年1年の刑事課を振り返りたいと思います。平成26年も、多数の国会質問や国会議員からの資料要求、説明要請に対応するなど、慌ただしい1年だったと思います。

まず、佐藤参事官から、刑事課の所掌事務の概要を説明してください。

佐藤剛参事官 刑事課では、一般刑事、少年、交通、環境、選挙、官紀、財政、経済の八つの分野を担当しており、国会質問、国会議員からの説明要請、資料要求への対応等や、各省庁所管法令の制定・改廃に伴う罰則審査その他の関係省庁との連絡折衝等を行っています。また、検察庁との関係では、各種事件報告の整理や統計資料等の取りまとめ、個別事件に関する刑罰法令の解釈適用に関する質疑や事例・文献の照会に対する回答、各種の会同・協議会の準備や運営等を行っています。

2 新しい制度の運用や国会の動き等

(1) 裁判員制度

山元 裁判員制度が施行されて5年半が経過し、実務の運用は定着しつつあると思いますが、裁判員制度に関して、平成26年はどのような動きがあったのでしょうか。

水越壮夫局付

土屋美奈江局付

検察としては、立証に必要な証拠は請求するというスタンスは堅持しつつ、証拠を厳選し、必要に応じて、例えば、あらかじめ惨な写真が含まれていることを裁判員に告げた上で示したり、カラー写真の代わりに白黒の写真を用いるなどの工夫をしていく必要があるのではないだろうか。

(2) 被害者参加制度

山元 被害者参加制度の実施状況はどのようなになっていますか。

土屋 被害者参加制度の実施状況について平成21年から平成25年までの司法統計年報のデータをまとめたものが、図表1になります。被害者参加の申出がなされた事件における、参加が許可された被害者等の人数や証人尋問・意見陳述等の利用者数を見ると、平成25年については、平成21年と比較すると大分増えていることが分かります。

【図表1】(平成21年～25年司法統計年報 第44表抜粋)

通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった事件の終局人員 —全(地方・簡易)裁判所—									
	被害者参加の申出のあった終局人員	被害者参加を許可された被害者等	弁護士委託の届出があった被害者等	証人尋問をした被害者等	被告人質問をした被害者等	刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	付添いの措置が採られた被害者等	返への措置が採られた被害者等
H21	403	560	367	130	344	288	359	24	50
H22	588	839	557	217	484	428	522	40	115
H23	586	914	632	176	469	454	591	30	104
H24	660	1002	677	193	475	479	639	38	95
H25	812	1298	873	257	596	605	834	47	147

(3) 検察審査会関係

山元 平成26年は、検察審査会による起訴議決等に関してどのような動きがありましたか。

三黒雄晃局付

山元 これまで、

検察審査会制度の在り方に疑問を呈する声があったようですが、検察としては、国民の理解を得られる事件処理に一層努めることが大切となりますね。

(4) 取調べの録音・録画関係

山元 検察における取調べの録音・録画の施行状況は、どうでしたか。

三黒 平成26年は、これまでの検察における録音・録画の試行の成果を踏まえ、新たな取組が開始されました。従前からの裁判員裁判対象事件における被疑者取調べ、独自捜査事件における被疑者取調べ、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べ及び精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に対する取調べの4類型を対象とする録音・録画の試行については、同様の枠組みで試行から本格実施へ移行されました。これと同時に、新たに、公判請求が見込まれる身柄事件であって、事案の内容や証拠関係等に照らし被疑者の供述が立証上重要であるもの、証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べをめぐる争いが生じる可能性があるものなど、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件と、

公判請求が見込まれる事件であって、被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなどの個々の事情により、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件において、当該供述者の取調べについて録音・録画の試行が開始されました。この結果、各検察庁においては、更に積極的に録音・録画の施行に取り組んでいる状況にあると思われます。

3 一般刑事関係

山元 一般刑事関係では、平成26年はどのような事件が世間の耳目を集めましたか。

土屋

佐藤 児童虐待の事件も起きましたね。

深野友裕局付 はい。

山元 児童虐待の事件については、検察と関係機関との連携が重要になる場合がありますね。

深野 はい。児童虐待に係る事件においては、捜査・公判と並行して、児童相談所が児童を一時保護するなどの措置をとる場合が多く、児童相談所は、これらの措置の要否やその解除の要否等の判断を適切に行う必要があります。

そのため、児童相談所が児童を一時保護している事件等の捜査・公判を担当する場合には、刑事訴訟法第47条ただし書きの趣旨を踏まえて、関係者の名誉・プライバシーや今後の捜査・公判への影響等を勘案した上、必要に応じ、児童相談所に対し、事案の概要や捜査・公判の経緯、不起訴処分理由や判決の要

旨などの情報を提供するように配慮していただきたいと思います。

山元 それから、平成26年も残念ながら、ストーカー事案が相次ぎましたね。

水越 はい。

平成25年11月から8回にわたって開催された「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」において、平成26年8月に取りまとめられた報告書では、ストーカー規制法の罰則の強化やストーカー行為罪の非親告罪化などを含む法改正の必要性が指摘されていますので、今後の立法動向を注視する必要があります。

山元 ストーカー問題に関連して、いわゆるリベンジボロノによる被害も問題になりましたね。

水越 はい。

いわゆるリベンジボロノによる被害の増加が社会問題として認識されるようになりました。この問題に対処するため、平成26年11月、プライベートで撮影された性的な画像について、これを公表する行為や公表目的で提供する行為に対する新たな罰則を含む「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」がいわゆる議員立法により成立し、罰則部分は平成26年12月17日に施行されました。

山元 いわゆる

深野 はい。

山元 また、サイバー犯罪に関する刑事訴訟法の改正部分については、平成

26年も国会報告がありましたね。

深野 はい。平成24年6月に施行されたサイバー関係の手続法部分では、通信履歴の電磁的記録の保全要請の規定が整備され、これに関連して、参議院法務委員会の付帯決議により、その運用状況を同委員会に報告することが求められています。平成26年6月、平成25年1月1日から同年12月末日までの1年間における運用状況が国会に報告されました。これによりますと、全ての捜査機関によって行われた保全要請の件数は合計233件でした。各庁には、今後も、国会報告のために統計作業をお願いすることになりますが、ご協力をお願いすることになります。

山元

三黒

山元 証人尋問と言え、国会では、証人テストにおいて、検察官が、一問一答式のメモを証人に渡し、証言内容を不当に誘導しているのではないかとの指摘を受けましたね。

深野 はい。言うまでもありませんが、証人テストにおいて、特定の事項を証言するよう証人を誘導しているのではないかとの疑念を招きかねない行為は避けるべきであり、公判担当検察官は、証人テストの方法等について慎重な配慮を払い、公正な態度で証人テストを行うべきことを改めて認識しなければならないと思います。

山元 再審請求事件について、平成26年の動向はどうでしたか。

煙山明局付

4 少年関係

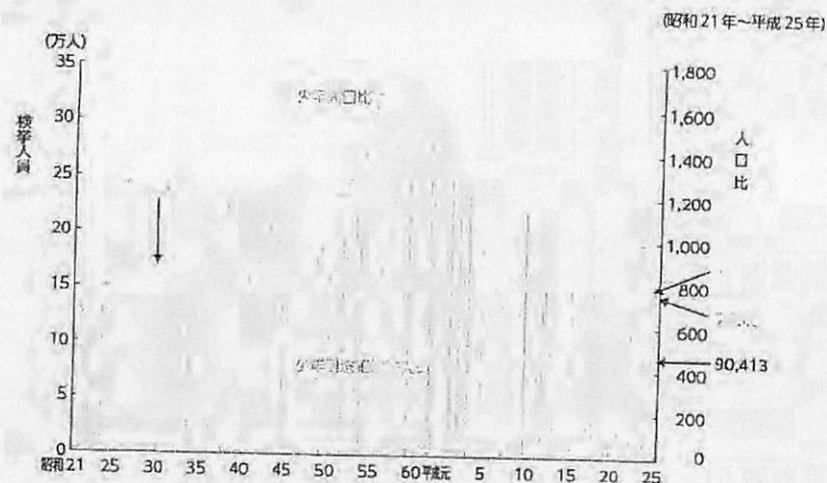
山元 少年事件の情勢についてはどうですか。

水越 刑法犯検挙人員は、図表2のとおり、平成16年から毎年減少しており、人口比で見ても、平成16年から毎年低下しています。

【図表2】(平成26年犯罪白書3-1-1-1図)

少年による刑法犯・一般刑法犯 検挙人員・人口比の推移

① 刑法犯



26年も国会報告がありましたね。

深野 はい。平成24年6月に施行されたサイバー関係の手続法部分では、通信履歴の電磁的記録の保全要請の規定が整備され、これに関連して、参議院法務委員会の付帯決議により、その運用状況を同委員会に報告することが求められています。平成26年6月、平成25年1月1日から同年12月末日までの1年間における運用状況が国会に報告されました。これによりますと、全ての捜査機関によって行われた保全要請の件数は合計233件でした。各庁には、今後も、国会報告のために統計作業をお願いすることになりますが、ご協力をお願いすることになります。

山元
三黒

山元 証人尋問と言え、国会では、証人テストにおいて、検察官が、一問一答式のメモを証人に渡し、証言内容を不当に誘導しているのではないかとの指摘を受けましたね。

深野 はい。言うまでもありませんが、証人テストにおいて、特定の事項を証言するよう証人を誘導しているのではないかとの疑念を招きかねない行為は避けるべきであり、公判担当検察官は、証人テストの方法等について慎重な配慮を払い、公正な態度で証人テストを行うべきことを改めて認識しなければならないと思います。

山元 再審請求事件について、平成26年の動向はどうでしたか。

煙山明局付

4 少年関係

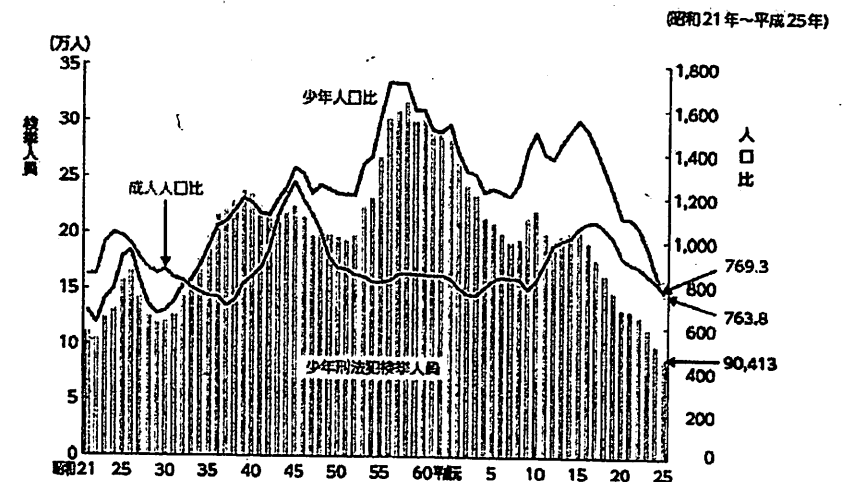
山元 少年事件の情勢についてはどうですか。

水越 刑法犯検挙人員は、図表2のとおり、平成16年から毎年減少しており、人口比で見ても、平成16年から毎年低下しています。

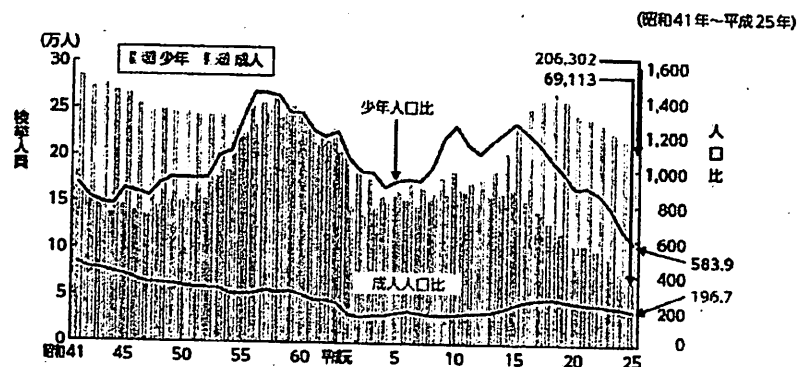
【図表2】(平成26年犯罪白書3-1-1-1図)

3-1-1-1図 少年による刑法犯・一般刑法犯 検挙人員・人口比の推移

① 刑法犯



② 一般刑法犯



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び地方自治体の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、成人として計上している。
 3 離脱少年の補導人員を含む。
 4 ①において、昭和45年以降は、自動車運転過失致死傷等による船法少年を除く。
 5 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれ刑法犯・一般刑法犯検挙人員である。

5 交通関係

山元 交通事故については、平成26年は、危険ドラッグ乱用者による重大死傷事件が相次ぎましたね。

土屋

佐藤
土屋

山元

土屋

山元 危険ドラッグについては、あらゆる法令を駆使して封じ込めて行く必要がありますね。

土屋

山元 昨今、関係機関との連携が改めて重視されていますが、交通事故についても、関係機関との連携に配慮していただきたい場合がありますね。

土屋 はい。自動車事故に関連して、国土交通省では、社会的反響の大きな事業者用自動車の重大事故について、当該事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行うため、事故調査を行うこととしています。このため、国土交通省等関係機関から情報提供を求められた場合には、当該交通事故に係る事件の捜査・公判を担当する検察官において、警察と適切に連携し、刑事訴訟法第47条ただし書の趣旨を踏まえ、当該交通事故に係る事件の内容や捜査・公判への支障等を考慮した上、事故原因等に係る情報の提供や提供時期の判断等につき適切に対応していただきたいと思います。

6 財政関係

山元 次に、財政関係ですが、最近のは脱犯の動向について説明してください。

深野 まず、統計として、毎年6月に国税庁が公表し、国税庁のホームページにも掲載されている「査察の概要」が参考になります。その内容は、図表3のとおりであり、平成25年度の着手件数及び処理件数はいずれも185件で、告発件数は118件となっています。前年度と比較しますと、告発件数と告発率がやや減少しています。

山元 脱税額の規模はどうなっていますか。

深野 国税当局が平成25年度に処理した事案に係る脱税額の総額は約145億

【図表3】(国税庁ホームページ)

着手・処理・告発件数・告発率の過去5年間の推移

項目	年度 平成	21	22	23	24	25
着手件数	件	213	196	195	190	185
処理件数(A)		210	216	189	191	185
告発件数(B)		149	156	117	129	118
告発率(B/A)	%	71.0	72.2	61.9	67.5	63.8

円で、そのうちの告発分は約117億円であり、前年比でかなり減少しています。また、告発1件当たりの脱税額も約9,900万円に減少しました。

山元 告発事件の税目別の割合はどのような状況でしょうか。

深野 それについては、図表4にまとめてあるとおりで、平成25年度は、全告発件数中の割合で言うと、所得税が15%、法人税が54%、相続税が5%、消費税が14%をそれぞれ占めています。過去数年と比較しますと、前年度に引き続き、法人税の事案が多いことが特徴として挙げられるほか、源泉所得税の告発件数が増加して二桁になったことが指摘できます。

山元

深野

【図表4】(国税庁ホームページ)

税目別告発件数の過去5年間の推移

年度	平成21		22		23		24		25	
区分	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
所得税	36	24	36	23	35	30	22	17	18	15
法人税	84	57	90	57	64	55	79	61	64	51
相続税	6	4	9	6	6	5	10	8	6	5
消費税	内10 18	12	内8 19	12	内6 8	7	内5 12	9	内8 16	14
源泉所得税	5	3	1	1	4	3	6	5	14	12
贈与税	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
合計	149	100	156	100	117	100	129	100	118	100

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案(ほ脱犯との併合事案を含む)の告発件数である。

山元 毎年秋には、検察官・国税査察官合同中央協議会が開かれていますが、平成26年はどういうテーマが取り上げられましたか。

深野

7 経済関係

山元 次に、経済関係に移りましょう。

佐藤 営業秘密に関しては、法改正の動きもあるようです。概要を説明してもらえますか。

煙山 はい。営業秘密に関しては、現在、経済産業省が不正競争防止法の一部改正を検討しています。その内容は、民事と刑事の両面にわたりますが、刑事関係では、営業秘密侵害罪の非親告罪化、未遂犯処罰規定の導入、転得者処罰の範囲の拡大、罰金刑の上限の引上げ等の改正が検討されており、いずれの事項も実務に与える影響が大きいと思われます。

山元

煙山

佐藤

煙山

佐藤

煙山

8 官紀・選挙関係

山元

三黒

山元 官紀事件では、どのような事件がありましたか。

三黒

9 おわりに

山元

佐藤

深野

第 4 公 安 課 関 係

1	はじめに.....	93
2	公安労働関係.....	93
3	外事関係.....	96
4	風紀関係.....	98
5	暴力団犯罪関係.....	100
6	薬物・銃器関係.....	102
7	まとめ.....	105

佐藤 他方で、自動車運転死傷処罰法等の新しい法律の施行や、取調べの録音・録画の実施などの取組が進められていく中で、検察の現場から報告を頂く事項が増加しており、報告関係だけでも現場に相当の労力を割いていただいていると思います。当課としても、報告関係事務の効率化に努めるようにしておりますので、今後とも各庁の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

山元 それでは、この辺で平成26年の座談会を終わることにしましょう。平成27年も、検察の現場から様々な御協力を頂きつつ、刑事課として、適切な対応等に努めていきたいと思います。

第4 公安課関係

1 はじめに

飯島泰公安課長 それでは、平成26年の公安課の業務内容などを振り返りたいと思います。まずは、公安課の主な業務について、白井参事官から説明してください。

白井智之参事官 当課は、刑事課と同様、いわゆる事件課であり、公安、労働、外事、風紀、暴力、薬物及び銃器の七つの分野を担当しています。これらの分野について、検察庁との関係では、三長官報告を始めとする各種事件報告の整理や統計資料の収集・整備等、また、個別事件に関する刑罰法令の解釈適用に関する質疑対応、会同の運営等を行っています。

また、他省庁との関係では、その所管法令を制定・改廃する際の罰則審査等の事務を行っており、国会との関係では、国会議員対応等を行い、国際案件では、当課の所管事務に係る国際会議への出席・対応等も行っています。

飯島 続いて、当課の構成についても説明してもらえますか。

白井 当課には、現在、課長のほか、参事官1名、局付4名、補佐官1名、係長3名、係員3名の合計13名がおります。

飯島 決して大きな所帯ではありませんが、だからこそ、公安課は「全員野球」の精神で、何事にも課内一致団結して対処するということをモットーにできましたね。その目標どおり、一年を通じて、とてもチームワークの良い課であったように思います。

白井 平成26年はテロ資金提供処罰法や児童ポルノ禁止法といった法案関係の国会対応に加え、ヘイトスピーチ、危険ドラッグ、サンゴ漁船といった社会の注目を集める問題の対応にも追われ、とても忙しい一年でしたが、公安課全体で取り組み、何とか乗り越えることができましたね。

2 公安労働関係

飯島 それでは、各論に入っていきますでしょうか。石渡局付には、公安労働担当として、主に、テロ資金提供処罰法改正法案の国会対応や、特定秘密保護法の施行準備作業及び国会対応等を担当してもらいましたね。大変なこともあっ

たと思いますが、苦勞話を含めて順番に説明してもらえますか。

石渡聖名雄局付 はい。まず、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」、いわゆるテロ資金提供処罰法改正法案の国会対応ですが、国会での審議は、通常国会における衆議院法務委員会で約3時間半、秋の臨時国会における衆議院法務委員会で更に2日にわたり合計約5時間、その後の参議院法務委員会で約3時間40分行われ、各院において賛成多数で原案どおり可決されました。国会審議前日の対応は、公安課員全員での正に「全員野球」でしたが、他課から局付や事務官の応援を頂き、大変助けていただきました。また、質問数が多く、答弁の決裁のために、刑事局長、審議官にも遅い時間まで残っていただきましたが、深夜に、刑事局長から答弁内容を詰められることもあり、大変勉強になりました。

飯島 テロ資金提供処罰法の改正内容は、どのようなものか説明してもらえますか。

石渡 改正前の法律では、公衆等脅迫目的の犯罪行為、つまり、テロ行為を実行しようとする者に対する提供及び当該者による収集のみが処罰対象とされ、かつ、提供罪及び収集罪の客体が資金に限定されていました。それに対し、政府間の枠組みであって各国にテロ対策の推進を求めるFATF（金融活動作業部会）からは、客体が資金に限定されていて物質的な支援が含まれていないことや、非テロリストによる資金の収集が犯罪化されていないことなどの指摘を受けていました。そうした指摘を踏まえ、改正法では、資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益についても、提供罪等の客体に含めることとされましたし、テロ行為を実行しようとする者以外の者に対する資金等の提供や、テロ行為を実行しようとする者以外の者による資金等を提供させる行為等についても、一定の要件の下で処罰し得ることとされました。

飯島 国会における審議では幅広い論点について質問がなされましたね。

石渡 はい。まず、通常国会における審議では、主に、法改正の立法事実があるのかや、FATF勧告との関係、追加された客体である「その他利益」の内容、主体の拡大により処罰対象が際限なく広がるのではないかとといった点が質問されました。そして、臨時国会では、そうした点に加え、イスラム国関連や

私戦予備・陰謀罪との関係など、新たな問題と絡めた質問もされました。イスラム国には各国から外国人戦闘員として参加している者がおり、平成26年9月に採択された国連安保理決議2178号では、そうした外国人戦闘員問題への対策として、テロ行為の実行、計画や準備等を行うことを目的として渡航することやそのための資金提供等を国内法で犯罪化することを各国に求めており、その関係で、テロ資金提供処罰法及び改正法案について質問されることがありました。また、警視庁がイスラム国に渡航しようとした学生等を私戦予備・陰謀罪で捜査をしたことに関連し、私戦予備・陰謀罪とテロ資金提供処罰法との関係などについても質問されました。

白井 本改正は、FATFの指摘を踏まえ、テロ対策の一環として行ったものですが、本改正により、FATFからの評価はどのようなのでしょうか。

石渡 本改正により、テロ資金供与の犯罪化について、諸外国の法制と比較して遜色のないものになったと思われます。また、FATFからの他の点の指摘に関しては、警察庁が担当していた国際テロリストの財産凍結法や犯罪収益移転防止法の一部改正も今臨時国会で成立しましたので、それらも併せて、FATFから評価してもらえることを期待しています。

飯島 そうですね。平成27年2月にFATFの全体会合がありますから、そこで、本改正等についてプレゼンテーションをすることになると思います。次に、特定秘密保護法との関係はどうでしたか。

石渡 特定秘密保護法自体は平成25年12月に成立したのですが、施行が平成26年12月となっていたため、その施行に向けての作業がありました。具体的には、内閣官房から同法の施行令案の法令協議を受けたり、施行に向けて通達の作成等の作業がありました。

白井 検察庁は特定秘密を指定する行政機関ではありませんが、他の行政機関等から特定秘密の提供を受ける場合があります。また、特定秘密保護法には特定秘密の漏えい罪等の罰則がありますから、仮に、同法違反の事件が起きた場合に、当該事件の捜査や公判という面で、検察庁も同法に関連し得るわけですね。同法に関しては、今臨時国会でも、刑事手続との関係などについて質問がありましたね。

石渡 はい。特定秘密と証拠開示との関係等について質問されました。テロ資金提供処罰法改正案の審議前日に、一般質疑の中で特定秘密保護法に関する質問をされたこともありましたが、その頃、課員は、国会対応等のためにかなり睡眠不足でしたが、皆いい経験になったと思います。なお、特定秘密保護法の逐条解説が、内閣官房のホームページに掲載されていますので、関心がある方はそちらを参照いただければと思います。

白井 そのほか、いわゆるヘイトスピーチに関する問題への対応等について、織田局付から説明をお願いします。

織田良平局付 はい。一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排除することを目的とした差別的言動などといった、いわゆるヘイトスピーチに関しては、平成26年の6月と8月に、それぞれ国連の自由権規約委員会と人種差別撤廃委員会から対応策を講じるよう勧告を受けるなど、国際社会からも関心が寄せられている問題です。

飯島 この問題については、国会で度々質問されるなど、その対応が要求されましたが、基本的に、どのようなスタンスで対応しているのか説明してください。

織田 はい。いわゆるヘイトスピーチについては、一定の場合には、現行法の名誉毀損、侮辱、あるいは威力業務妨害といった犯罪が成立する可能性があります。このような場合には、検察において、現行法令を適用して適切に対処していくとする一方で、現行法上刑事罰等の対象とならない行為に対する規制については、表現の自由との関係で難しい問題があることから、慎重に検討しなければならないというスタンスで対応しているところです。

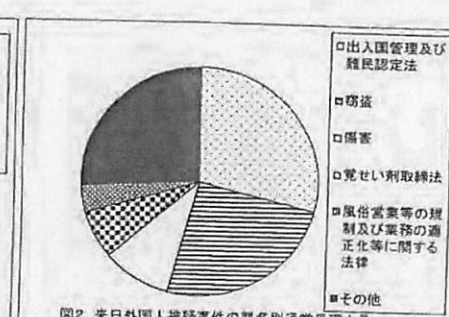
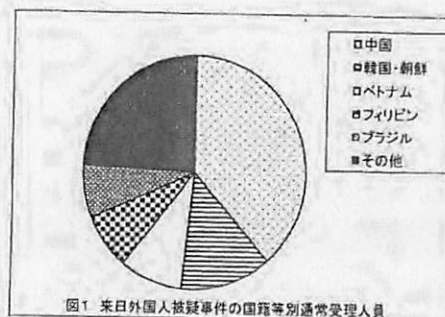
白井 この問題については、自民党と公明党にそれぞれ検討のためのプロジェクトチームが立ち上げられているほか、野党の議員の先生方の間でも議論されているところですから、引き続きその動向を注視していく必要がありますね。

3 外事関係

飯島 次に、外事関係について、濱田局付に説明してもらいたいと思います。まず、外国人犯罪の動向について説明してください。

濱田裕嗣局付 はい。外国人犯罪のうち、特に来日外国人犯罪については、

平成25年の全国の検察庁における通常受理人員が、前年比で610人増加し、依然として高水準で推移しています。国籍別（図1参照）では、相変わらず中国が最も多く、全体の約38パーセントを占めています。その他の国籍では、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピン、ブラジル等がこれに続いています。罪名別（図2参照）では、出入国管理及び難民認定法違反が最も多く、3,427人となっており、次いで、窃盗事犯が2,980人、傷害事犯が1,126人、覚せい剤取締法違反が609人、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反が448人となっています。また、来日外国人による薬物事犯も805人と相当数に上っており、そのうち覚せい剤取締法違反が半数以上を占めています。



白井 外事事件で平成26年注目を集めたものとしては、小笠原海域等における中国漁船のサンゴの密漁事件がありましたね。

濱田 はい。

なお、平成26年11月19日には、外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、同改正法は、12月7日に施行され、外国人による違法操業については、犯行場所が領海か排他的経済水域にかかわらず、罰金額の上限がいずれも3,000万円まで引き上げられていま

す。今後は、その趣旨を踏まえ、運用を十分注視していかなければならないと考えています。

飯島 外事関係の業務においては、米軍関係の業務も相当な比重を占めていますが、平成26年の動きはどうでしたか。

濱田 はい。日米地位協定における刑事裁判権の実施に関する運用細目として全52項からなる合意事項が定められていますが、平成25年[]、合意事項46項の改正合意が成立しました。現行の合意事項46項では、一定の米軍関係の事件について、裁判の最終結果のみが日米合同委員会を通じて相互に通報されることになっていましたが、今回の改正により、上訴があつて未確定となっている下級審の裁判結果や公務中犯罪に係る米側の懲戒処分結果等も日米合同委員会を通じて通報されることになりました。この制度は、平成26年1月1日以降に発生した事件について運用を開始しているところですが、各地検の皆様方の御協力もあり、現在まで順調に運用されてきているものと考えています。

白井 []

4 風紀関係

飯島 それでは、風紀関係を振り返ってみましょう。まず、風紀関係事犯の動向について、織田局付から説明してください。

織田 平成25年の全国の検察庁における通常受理人員を見ますと、売春防止法違反については、914人であり、前年から53人減少しました。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反については、3,541人であり、前年から156人減少し、わいせつ事犯（公然わいせつ、わいせつ物頒布等）については、合計2,968人であり、前年に比べ363人減少しました。児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反については、2,331人であり、前年から126人増加しました。さらに、賭博・富くじ罪については、668人であり、前年から271人減少しました。

飯島 風紀の分野では、大きな動きとして、児童ポルノ禁止法の改正があり

ましたね。坪井局付、説明してください。

坪井麻友美局付 はい。本改正は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の一部を改正するもので、罰則に関連する主要な改正点を挙げると、①児童ポルノの定義のうち、法2条3項3号に規定するいわゆる3号ポルノの定義の変更、②自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持及びその電磁的記録の保管の罪の新設、③盗撮による児童ポルノ製造罪の新設です。この改正法は、平成26年6月25日に公布され、平成26年7月15日に施行されましたが、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等の罪については、平成27年7月15日から適用が開始されることとなります。

飯島 児童ポルノ禁止法の改正は、長い間、公安課の風紀分野の懸案事項の1つでしたが、今回、改正に向けた動きが始まってから成立までは非常に速かったですね。改正に至る経緯を簡単に説明してください。

坪井 児童ポルノ禁止法については、平成20年以降、提供目的のないいわゆる単純所持を犯罪化しようとする自由民主党や公明党と、これに反対し、有償・反復での取得を犯罪化しようとする民主党が厳しく対立し、それぞれの法案が提出されては成立することなく廃案となることが繰り返されていました。平成21年には与野党の調整が図られ、修正協議案が作成されたこともあったのですが、それも廃案となっていました。しかし、最終改正から約10年が経過する中、インターネットの発達等により、児童ポルノの被害に遭う児童の数が増え続けていること、児童ポルノの単純所持罪を設けるべきとの国際社会の強い要請があること等に鑑み、平成26年5月、自由民主党・公明党・民主党・日本維新の会・結いの党の5党の議員から成る実務者協議会が開かれ、ここで平成21年の修正協議案をベースに議論が行われ、その合意内容が、改正法として成立しました。

実務者協議が始まったのが5月、法律の成立が6月18日でしたから、本当に急ピッチで話が進んだという印象でした。[]

白井 通常国会での衆・参法務委員会における法案審議についても、公安課全員で対応して何とか乗り切ることができましたね。

飯島 児童ポルノ禁止法は、捜査の現場のみならず、一般の人々の関心も高い分野であり、改正法成立後の周知にも力を入れてもらいました。改正部分を含めた今後の運用についても、注目していく必要があると思います。

白井 平成25年に引き続き、カジノに関する議員立法の動きもありましたね。

織田 はい。「国際観光産業振興議員連盟」という超党派の議員連盟があり、カジノを含む複合観光施設の設置の推進が図られています。

議員連盟の動きとして、平成25年12月5日、自民党・旧日本維新の会・生活の党・無所属議員から、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」が国会に提出されました。この法律案は、IR推進法とも言われる推進法であり、実際にカジノを合法化するための制度等を内容とする実施法の整備等については、別途措置することを求める内容となっています。この法律案については、平成26年6月18日に衆議院で一度審議されましたが、成立には至らずに継続審議となり、先の衆議院解散に伴って廃案となりました。ただ、引き続き、その動きを注視していく必要があると思われます。

白井 刑法の賭博に関する罪との関係では、特別法が制定され、これに従って行われるものであれば、カジノに係る行為も「法令による行為」として違法性が阻却されることとなり得ます。しかし、法秩序全体の整合性が損なわれることのないよう、基本法である刑法が賭博を犯罪と規定している趣旨を没却しないような立法がなされることが望ましいと考えられます。今後も、このような観点から、カジノをめぐる動きや法律案について注視していく必要がありますね。

5 暴力団犯罪関係

飯島 では、次に、暴力団犯罪の全般的な情勢について、坪井局付から説明してもらえますか。

坪井 まず暴力団情勢から説明しますと、山口組、稲川会及び住吉会の主要3団体の暴力団構成員及び準構成員の総数が全体の7割以上を占めるなど、依

然として寡占状態にあり、特に山口組の勢力は全体の4割以上を占めており、突出しています。

改正暴対法との関係では、平成24年12月に道仁会及び浪川陸会が特定抗争指定暴力団の指定を受けていましたが、その後、対立抗争と見られる事件の発生が途絶えたため、平成26年6月にその指定を解除されました。

飯島 それから、

石渡 はい。

飯島 最近の暴力団の資金源獲得活動の動向については、どうでしょうか。

坪井

飯島

坪井

6 薬物・銃器関係

飯島 次に、薬物・銃器犯罪関係についてですが、まず、薬物犯罪について言えば、平成26年は何よりも危険ドラッグが大きな社会問題となりましたね。この点について、坪井局付から説明してください。

坪井 はい。

危険ドラッグによる交通死傷事件等の報道が相次ぎ、危険ドラッグが重大な社会問題として急速にクローズアップされました。その中で、指定薬物として指定してもすぐに新種の危険ドラッグが出回る、いわゆる「いたちごっこ」の現状が非常に問題視されるようになりました。

白井 そのような現状を踏まえ、様々な対策が急ピッチで講じられましたね。

坪井 はい。このような事態に政府一体となって対応するため、7月には首相指示が出され、薬物乱用対策推進会議において「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」が策定されるとともに、それまで使われていた「脱法ドラッグ」という名称が「危険ドラッグ」に改められました。

厚生労働省では、指定薬物の迅速な指定のために、これまで3か月程度かかっていた指定薬物の指定手続を約3週間に短縮しました。

飯島

坪井

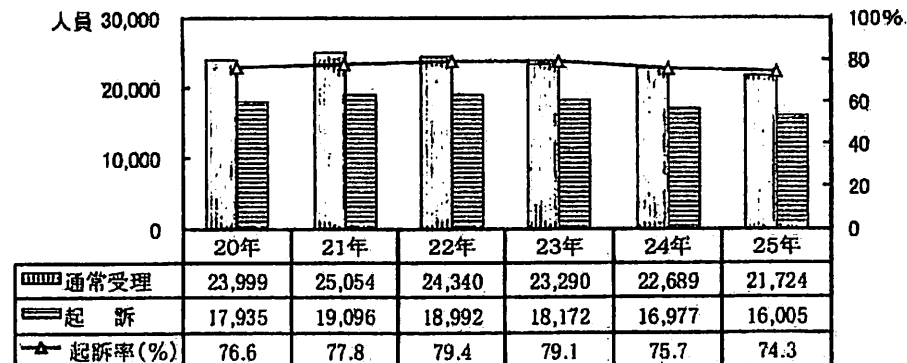
白井 薬事法は、平成25年法律第84号による改正法が平成26年11月25日に施行され、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」という法律名に変わりました。私も含めて、新しい法令名ではまだピンと来ない人も多く、ついつい以前の薬事法という名前を使ってしまいがちですが、それはさておき、この医薬品医療機器等法については、議員立法による改正もありましたね。

坪井 はい。平成26年の臨時国会において、7会派共同提案により、医薬品医療機器等法の改正法案が提出されて成立し、平成26年11月27日に公布、12月17日に施行されました。主な内容は、検査命令及び販売等停止命令の対象拡大、指定薬物等である疑いがある物品に係る広域的な規制の導入、広告規制の拡充などです。

飯島 改正法の運用についても注視していく必要がありますね。それでは、次に、一般的な薬物犯罪情勢についても説明してください。

坪井 近年の薬物犯罪情勢を見てみますと、平成20年から25年までの検察庁における薬物事犯全体の通常受理人員数は、この表（下の表）のとおりであり、依然として高水準で推移していることには変わりなく、薬物犯罪を取り巻く状況は厳しいものがあります。

○麻薬・覚醒剤事犯の通常受理・起訴人員の推移
薬物5法（全体数）



(注) 1 検察統計年報による。
2 起訴率＝起訴数／(起訴数＋不起訴数)

飯島 麻薬特例法に基づく没収・追徴の活用状況はどうでしょうか。

坪井 平成25年の麻薬特例法に基づく没収・追徴の各合計金額を見ると、没収については約1,640万円相当、追徴については約5億615万円となっており、薬物密売組織等からの犯罪収益の剥奪に相応の効果を上げているものと思われます。

飯島 通信傍受についても、報告してもらえますか。

坪井 通信傍受が行われた事件数ですが、通信傍受法が施行された平成12年以来、平成25年までに、合計89事件について通信傍受が実施されてきました。平成25年は、12事件について、通信傍受が実施されましたが、この12件には薬物事件だけでなく、銃器事件等も含まれています。

飯島 銃器犯罪の状況はどうですか。

織田 はい。警察庁の統計によれば、平成25年中の銃器発砲事件の発生件数は40件、拳銃の押収丁数は471丁となっています。

白井

織田

白井

7 まとめ

飯島 こうして振り返ると、平成26年も様々な案件がありましたが、テロ資金提供処罰法改正法が成立するなど、公安課にとっては忙しくも充実した一年だったと思います。今後も、激務の中、互いの体調に配慮しながら、公安課全体で一致団結して困難な課題を乗り越えていきましょう。

一同 分かりました。

第 5 刑 事 法 制 管 理 官 関 係

1	はじめに.....	109
2	少年法の一部を改正する法律.....	109
3	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令等...	111
4	裁判員制度関係.....	112
5	性犯罪関係.....	113
6	被害者関係.....	114
7	罰則審査.....	115
8	罰則の定めのある条例.....	116
9	おわりに.....	117

第5 刑事法制管理官関係

1 はじめに

加藤俊治刑事法制管理官 平成26年の刑事法制管理官室を振り返る座談会を始めましょう。この座談会には、上富官房審議官にも御出席いただき、御発言を頂きます。

上富敏伸官房審議官 まずは、皆さん、平成26年も一年間御苦労様でした。平成26年は、刑事法制管理官室が企画立案に関わった少年法の一部を改正する法律が成立したほか、平成25年に成立した自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律が施行されましたね。

加藤 他にも、法制審議会の答申を受けて第187回国会に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案を提出しました。さらに、新しい案件として、性犯罪の罰則について検討会での検討を開始しています。一方、平成19年改正刑事訴訟法等で導入された被害者参加制度等に関する検討は、意見交換会等を経て、ひとまず終えることができました。

東山太郎参事官 そうですね。当室は、主に刑事司法制度改革本部の業務に従事している職員を除くと、管理官を筆頭に、参事官・企画官が各1名、局付が6名、補佐官・専門官が各1名、係長が4名、係員が5名おりますが、平成26年も一致団結して業務に当たることができました。

中村功一刑事法制企画官 当室では、法案の企画立案や国会対応以外にも、各省庁が立案した法案で罰則に関連するものなどについての法令協議や、罰則の定めのある条例に関する事務も行っていますので、平成26年も忙しかったですね。

加藤 それでは、順次、テーマごとに、平成26年を振り返りつつ、将来の展望について意見交換を行っていきましょう。

2 少年法の一部を改正する法律

加藤 「少年法の一部を改正する法律」が、第186回国会において成立し、施行されましたが、まず、確認のためこの法律の概要について説明してもらえますか。

中村 はい。この法律は二つの柱からなっており、一つ目の柱は家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を、「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」に拡大するものです。そして、もう一つの柱は少年に対する不定期刑に関する規定について、その長期と短期の上限をそれぞれ5年引き上げ、15年と10年とするなどの整備を行い、少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るものです。

加藤 この法律については、検察官関与事件の範囲が拡大されるなど、検察の実務にも影響がありますし、不定期刑については、その長期と短期の上限の引き上げだけではなく、長期と短期の幅の制限や短期についての特則などの改正点もありますので、適用上の誤りなどが生じないように引き続きその内容の周知に努める必要がありますね。

柳清隆・土倉健太局付 はい。

加藤 ところで、土倉局付は、この4月に裁判所から法務省刑事局に異動してきてすぐにこの法律案の国会審議等に従事されたわけですが、法律案の内容はすぐに理解できましたか。

土倉 法律案の本則については理解できましたが、附則第2条の経過措置については初めて見たとき、なんでややこしい規定なんだと思いました。

加藤 その附則第2条について、簡単に説明してもらえますか。

柳 はい、まず、少年の刑事事件に関する処分の規定の改正規定については、原則として、遡及適用されないことを明確にしています。そして、少年法改正法施行前の行為と少年法改正法施行後の行為が併合罪などの関係にある場合についても、基本的には、改正前の規定を適用することとした上で、一定の場合に改正後の規定を適用するという例外を設けています。

上富 経過措置を含めて、条文は普通に読んですぐに理解できるものが望ましいのですが、正確に規定するために複雑な規定になってしまうことがあります。しかし、できる限り理解しやすい規定を起案するよう努めて欲しいと思います。

加藤 少年法については、適用対象年齢に関する問題がありますよね。

土倉 はい。第186回国会で成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律

の一部を改正する法律」の附則で、満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、公職選挙法や民法、その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講じるものとされているのですが、その検討の一環として少年法の適用対象年齢を満18歳未満に引き下げるか否かについて、必要に応じて検討する必要があります。

中村 この問題に関しては、第187回国会に公職選挙法上の選挙権年齢を満18歳以上に引き下げることや、公職選挙法違反等について少年法等の特則を定める「公職選挙法等の一部を改正する法律案」が議員立法により提出されています。同法律案は、先の衆議院解散により廃案となりましたが、色々な意味で検察実務にも影響が及ぶ可能性があるものですので、今後の動向にも留意が必要であると思われます。

3 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令等

上富 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）については、平成25年の制定、公布を受けて、平成26年5月から施行に至りましたね。

保坂和人参事官 この法律は、平成25年11月27日に公布されましたが、その施行日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、罰則の構成要件の一部が政令に委任されているため、施行に向けて、政令の立案・制定作業や、各検察庁の検察官に対する新法の罰則の内容等の周知を行い、平成26年5月20日から施行されています。

上富 政令の内容について説明して下さい。

高井良浩局付 まず、新法第2条第6号に規定する政令で定める通行禁止道路の具体的内容について、①車両通行止め道路②一方通行道路③高速道路の右側部分④安全地帯等の四つを規定しています。次に、新法第3条第2項に規定する政令で定める病気について、道路交通法の運転免許の欠格事由となる病気の例を参考に規定しています。

加藤 各検察庁の検察官に対する新法の罰則の内容等の周知については、高等検察庁管内ごとに法律の概要の説明会、いわゆるキャラバンを実施しましたね。

棚 はい。今回のキャラバンは、多くの出席者から活発な質疑がなされるなど、皆さん意欲的に参加されていたのが印象に残りました。また、テレビ会議システムを利用して開催した回もありましたが、これもよい経験になりました。

上富 交通死傷事犯の事件処理は、国民の関心が高く、また、各検察庁における取扱件数も膨大です。特に、新たに制定された罰則については、具体的事件の処理の上で解釈・適用に迷うこともあるかと思われるので、各検察庁からの質疑があれば、適切に対応していく必要がありますね。

4 裁判員制度関係

加藤 裁判員制度については、法制審議会からの答申を受け、裁判員法の一部を改正する法律案を国会に提出しましたね。

東山 はい。裁判員法附則第9条に、施行から3年経過後に施行状況について検討を加え、必要に応じて、所要の措置を講じる旨規定されていることから、法務省では、裁判員法の施行当初から、その施行状況等について検討を行ってきました。そして、平成25年10月、法務大臣から、裁判員法の一部改正を内容とする諮問が法制審議会に対してなされ、審議の上、平成26年7月、答申がなされました。その法制審議会からの答申を受け、裁判員法の一部を改正する法律案を第187回国会に提出しました。

浅沼雄介局付 改正法案のポイントは、大きく分けて3点あり、

- ① 裁判員の負担が過重となることを避けるなどの観点から、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたり、裁判員の選任が困難な事件等について、例外的に、裁判員制度の対象事件から除外し、裁判官のみ合議体で審判を行い得ることとする
- ② 東日本大震災の経験などを踏まえ、裁判員となることについての辞退事由に、重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があることを追加するとともに、著しく異常かつ激甚な非常災害により交通が途絶するなどした地域に住所を有する裁判員候補者について、裁判員等選任手続への呼出しをしないことを可能とする
- ③ 犯罪被害者の権利利益の保護に万全を期する観点から、被害者特定事

項の秘匿決定があった事件について、裁判官等は、裁判員候補者に対し、正当な理由なく、被害者特定事項を明らかにしてはならないこととするとともに、仮にこれが明らかにされた場合には、裁判員候補者又は裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならないこととする。

というものでした。

上富 このような法律案を提出しましたが、衆議院解散により、残念ながら、廃案となってしまいましたね。

土倉 そうですね。法律案の作成に至るまでには、内閣法制局による法案審査などで苦勞しましたし、法律案成立に向け、国会議員の方々への御説明など、色々なことを行っていたので、非常に残念ですが、再提出に向けて、必要な準備を進めていきたいと思います。

5 性犯罪関係

加藤 性犯罪に関する罰則の問題については、平成26年10月31日に「性犯罪の罰則に関する検討会」の第1回会議を開催し、年内に第4回会議まで開催しましたね。

東山 はい。平成22年12月に閣議決定された「第3次男女共同参画基本計画」において、平成27年度末までに「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。」とされていることや、平成16年や平成22年の刑法等改正の際における衆参両議院の法務委員会による附帯決議においても、性犯罪の罰則の在り方について更に検討するものとされていたことなどを踏まえて、現在、「性犯罪の罰則に関する検討会」において検討を行っています。

朝火恒行局付 第1回会議では、性犯罪の罰則に関する論点整理案の提示など、第2回及び第3回会議では、性犯罪の分野に精通されている刑事法の研究者、性犯罪被害者、被害者支援団体の関係者、性犯罪者の治療に関わっている専門家など様々な立場の方々からのヒアリングを行い、第4回会議では、ヒアリング結果を踏まえつつ論点の整理を行った上で、論点の検討に入りました。

東山 整理された論点について、今後のスケジュールの見通しと合わせて説

明してください。

岡田志乃布局付 はい。第4回会議では

○ 性犯罪を非親告罪化すること、性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止、配偶者間においても強姦罪が成立することの明文化について検討を行いました。

平成27年は

- 強姦罪の主体等の拡大、性交類似行為に関する構成要件の創設（第5回会議予定）
- 強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和、地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設、いわゆる性交同意年齢の引上げ（第6回会議予定）
- 性犯罪の法定刑の見直し、刑法における性犯罪に関する条文の位置の見直し（第7回会議予定）

についての検討を行い、第8回目以降に、それまでの議論を踏まえて、2巡目の検討に入れればと思っています。

上富 各論点とも大変難しい問題を含んでいますが、性犯罪という重大な犯罪に関する罰則の検討ですから、今後の検討会において、充実した議論が行われることを期待したいですね。刑事局としても、検察現場からの御意見も踏まえ、捜査実務への影響にも留意しながら、しっかりと対応する必要があります。

6 被害者関係

加藤 犯罪被害者関係では、平成25年1月から開催していた「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」が平成26年7月に終わりましたが、その議論の概要を説明してください。

岡田 意見交換会では、被害者参加制度に関する論点を中心としつつ、法制面に限らず運用面についても幅広く御議論いただきました。

被害者団体等の委員からは、被害者参加人による公判前整理手続への出席又は傍聴を求める御意見や、被害者参加人による訴訟行為の拡充を求める御意見などが述べられたほか、被害者の方々への「途切れのない支援」を実現するためには、被害者支援に関わる関係機関・団体の連携が重要であるといった御意

見がありました。

制度面における改正については様々な問題点の御指摘がありましたが、まずもって、検察官と被害者参加人との間のコミュニケーションを充実させることが重要であるという点では、出席者の御意見は一致していたのではないかと思います。

加藤 その意見交換会を踏まえて、平成19年改正刑事訴訟法等で導入された被害者参加制度等に関する検討はどうなりましたか。

土倉 意見交換会における御議論や被害者の方々へのアンケートなどを踏まえると、被害者参加制度等については、概ね順調かつ適切に運用されており、制度として定着してきていると考えられます。意見交換会では、いくつかの点で法改正を求める御意見もありましたが、まずは、検察官と被害者等とのコミュニケーションなど、検察における被害者参加制度等の運用のより一層の充実を図っていくべきであるとの結論に至りました。

中村 この意見交換会での御意見・御指摘を踏まえて、平成26年10月に次長検事依命通達が発出されています。

検察官による犯罪被害者の方々に対する配慮等については、意見交換会においても、一部に問題のあった事例の指摘などはありましたが、全般的には好評価をいただいていたと思います。今後とも、被害者参加制度を始めとする犯罪被害者等の権利利益の保護に関する制度がより一層適切に運用されていくことが期待されます。

7 罰則審査

加藤 次に、罰則審査に関する話題に移りましょう。

まず、罰則審査について、概要を説明してください。

高井 はい。内閣が提出する法律案及び内閣が決定する政令は、あらかじめ政府内部でその内容について意見を調整する必要があります。当局では、罰則に関する事項のほか、当局の所掌事務と関わりのある事項について問題の有無を審査し、その結果、必要があれば、法令案の担当省庁に対し修正を求めるなどの協議を行っています。これを罰則審査と呼んでいます。

浅沼 罰則審査の留意事項として、罰則の要否や構成要件の明確性、法定刑

の適否、経過規定の要否などといった点のほか、検察官として捜査・公判の遂行上問題が生じないかといった点にも留意する必要があります。

東山 審査を担当する法令案の中には、重大な問題点が含まれているものもありますので、慎重な検討が必要です。他方で、その条文数が非常に膨大であるにもかかわらず、閣議決定予定日等との関係で、迅速な対応が要求されることもありますから、審査を担当する局付にとっては、大変な部分がありますね。

加藤 平成26年の罰則審査の状況について報告してください。

浅沼 はい。平成26年は、刑事局全体で、420件の法令案を、刑事局の全ての局付で分担して審査しました。

高井 平成25年は365件でしたから、かなり増加したと言えます。

上富 罰則審査は、当局の業務の中でも、重要なものの一つです。当初は、なかなか慣れない部分もあるかとは思いますが、上司や先輩等に相談しつつ、地道に条文と向き合って、適切に審査を遂行してもらいたいと思います。

8 罰則の定めのある条例

加藤 各地検から刑事局に対し、罰則の定めのある条例の制定や改廃に関し刑事局に報告や照会がなされたものについて、各担当局付がその内容を検討し、問題点があれば、各地検に対して指摘しています。各地方公共団体から罰則の定めのある条例について事前協議を受けた検察官が留意すべき事項としてはどのようなものがありますか。

高井 はい。条例の罰則に問題があると、捜査・公判に支障が生じ、期待された規制の実効性が確保されないことにもなりかねませんし、そのような条例を先例として同じように内容に問題のある条例が全国で制定されることにもなりかねませんから、検察官が行う条例の審査は非常に重要です。

条例の内容を検討する際には、①規制目的の正当性、規制手段の合理性・必要性等の観点から見て憲法に違反しないか、②法律に抵触しないか、③罰則を設ける必要性・合理性があるか、④構成要件は明確かつ妥当か、⑤ある行為について直接罰の対象とすべきか、それとも、間接罰の対象とすべきか、⑥罪刑の均衡の観点から見て法定刑は適当か、⑦地方自治法第14条第3項が定める法定刑の上限を超えていないか、⑧他の法令と比較して刑罰の均衡が保たれてい

るか、⑨罰則の適用に関する経過規定に問題はないかなどの点に留意する必要があります。

東山 対応する上で参考になる文献としてどのようなものがありますか。

浅沼 基本的な文献としては、「罰則の定めのある条例審査のQ&A」(検察月報抄録第14号)、「罰則の定めのある条例審査について」(検察月報抄録第15号)が挙げられます。また、「罰則の定めのある条例の審査について」(検察月報第640号)、「いわゆる暴力団排除条例の審査について」(検察月報第645号)、「環境関連条例の審査について」(検察月報第651号)や「屋外広告物条例の審査について」(検察月報第654号)も有益であると思います。

条例制定等に関する照会等を当室にする際には、地方公共団体の担当者から詳しく説明を受けた上で、このような文献も参照しつつよく問題点を整理し、十分な時間的余裕をもって照会等をしていただけると、当室においてもより適切に対応できると思いますので、是非御協力いただきたいと思います。

上富 条例については、制定や改正後に問題点が発見されても、その後の対応に困難をきたすことも考えられます。問題のありそうなものについては、制定・改正前に、しっかりと対応してほしいと思います。

9 おわりに

加藤 平成27年も引き続き種々の作業が必要になると考えられますので、相当多忙な一年になることと思います。心身の健康に留意し、刑事法制管理官室らしく、部屋全体で一致団結し、元気よく、皆で知恵を絞って諸課題に取り組んでいきましょう。

第 6 刑事司法制度改革本部関係

1	刑事司法制度改革本部の業務概観	121
2	部会での審議状況について	122
3	法制審議会・総会について	124
4	答申の要点について	124
5	各制度についての審議状況などについて	125
6	法律案の策定及び今後の予定	131
7	おわりに	133

第6 刑事司法制度改革本部関係

1 刑事司法制度改革本部の業務概観

辻裕教官房付 平成26年も残すところわずかとなりました。本日は、刑事司法制度改革本部のメンバーにより、この1年を振り返りながら、平成27年の課題と展望について考えたいと思います。

加藤俊治刑事法制管理官 まず、法制審議会からの答申を中心として、平成26年の当本部の業務を概観することとしましょう。

吉川崇参事官 約3年間に及ぶ審議を経て、平成26年7月に、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」において、全会一致で答申案が取りまとめられ、9月には、法制審議会の総会において、その答申案をもって答申とすることがやはり全会一致で採択されて、法務大臣に対して答申が行われました。

保坂和人参事官 当本部の本務は、新たな刑事司法制度の構築に向けた検討及び立案を行うことです。法制審議会において調査審議が行われていた間は、部会の事務当局として、その議事運営を行いつつ、その議論に資するよう、制度の具体的内容についての検討を進めてきましたが、答申に至ったことにより、当本部の業務は、次のステージに移ることになりました。

上富敏伸官房審議官 答申を得たことにより、当本部の業務は、答申に基づいて法律案を策定した上で国会への提出に尽力し、可能な限り早期に成立するよう国会審議に対応すること。そして、法律が成立した際には、その解釈を示し、かつ、運用の在り方について検察を始めとする関係機関と協議するなど、その準備を進めていくこととなったということです。

久田誠刑事法制企画官 答申と時期を同じくして、当本部の体制にも変更があり、5名の局付が転出して3名の局付が転入し、その結果、参事官・企画官3名、局付8名、事務ライン7名という体制となりました。

吉田雅之局付 局付の業務については、新たに着任した局付はもとより、以前から在籍していた局付についても、担当する制度の割替えを一部行いましたので、それぞれが業務の負担に苦しみつつも、新たな気持ちで法律案の策定を進めていくこととなりました。

今井誠局付 私は、平成26年の8月に当本部に着任したのですが、これまでに立法作業など経験したことがなかったものですから、事あるごとに右往左往してしまい、新任検事に戻ったような感覚に陥りました。条文化する際のルール of 把握や適切な表現の選択などに非常に苦勞しましたが、先輩・上司に御指導いただいたおかげで、最近やっとこの場合にはこの表現を使うという一定のルールがおぼろげながら見えてきたように思います。

玉本将之局付 私は今井局付の席の正面の席で職務をしていますが、今井局付は、物靜かに奮闘するタイプと見ています。健全なバランス感覚が損なわれないよう留意しつつ、引き続き、頑張ってもらいたいですね。

2 部会での審議状況について

加藤 それでは、「新時代の刑事司法制度特別部会」で答申案が取りまとめられるまでの部会の審議経過から振り返ってみましょう。

鶴嶋昌二局付 第1回部会が開催されたのが平成23年6月でした。各年における部会での審議を大きくくすると、まず、平成23年は、部会の委員・幹事が刑事司法制度の現状についての認識を共有するための議論や視察等が行われた期間であり、平成24年は、新たな刑事司法制度を構築するための法整備の内容について、論点整理を行いながら、実質的な審議が進められた期間でした。

小倉健太郎局付 平成25年は、それまでの審議の経過を中間的に取りまとめ、その後の検討事項を明示した「基本構想」が取りまとめられ、それに基づいて二つの作業分科会が設置され、それぞれの検討事項について制度の「たたき台」の策定に向けた検討が行われた期間でした。

上富 そして、平成26年の1月には、各検討事項についての制度の「たたき台」が策定され、これが作業分科会から部会に報告されましたね。これにより、部会において、いよいよ最終的な取りまとめに向けた議論が進められることとなったということですね。

溝端寛幸局付 制度の「たたき台」は、その制度を採用するか否かという議論はひとまず置いて、専門的・技術的見地から、あり得る制度案を示したものであって、複数の選択肢を示した事項もありました。そのため、取りまとめに向けた部会の議論においては、制度の「たたき台」に対して、様々な意見や異

論が示されました。

吉川 そこで、部会での議論を収れんさせるためのステップとして、本田部会長の指示により、事務当局である当本部は、「たたき台」に基づく部会での議論を踏まえて、最終的に全ての委員・幹事が納得できる答申案へと議論が進んでいくことを意識して「事務当局試案」を作成し、これを4月に開催された第26回部会に報告しました。

保坂 これまで当本部は、部会の事務当局として、その議事運営を行いつつ、その議論に資するよう制度の具体的内容についての検討を進めてきましたが、全ての委員・幹事が納得できる案を模索することは、それ自体が困難なことでしたし、また、当然のことながら、制度の法的整合性等にも配慮しなければならず、当本部としては、種々の制約の中で、「事務当局試案」の内容を検討しました。

中野浩一局付 各局付には、各制度が担当割りされていましたが、各制度ごとに検討状況にも差が出てきて、検討が思うように進まない局付は、次第に焦りを感じるなど、それぞれが様々な想いや苦勞を抱きながら「事務当局試案」を作成いたしました。

久田 部会では、「事務当局試案」の提示の後は、これを基にして議論が進められ、その過程で、「事務当局試案」に記載された事項のうち、いかなる制度を採用するかという取捨選択について議論がなされるとともに、各制度の内容についての詰めの議論が行われました。例えば、犯罪事実の解明による刑の減輕制度の導入などについては、「事務当局試案」において、一定の制度案が記載されていましたが、部会における議論の過程で、採用されないこととされました。

溝端 刑の減輕制度は、被疑者に対して任意の供述の動機付けを与えるなどの観点から、罪を犯した者が自己又は他人の犯罪事実を明らかにする行為を行ったときに、任意的な刑の減輕を認め得るとする実体法上の制度として、これを導入するべきとの意見が示され、検討が進められました。しかし、結果的には、要件の明確性や運用に関する懸念を払拭するに至らず、成案とはなりませんでした。当時その検討を担当していた南部局付は、非常に残念がっていました。

吉川 「事務当局試案」に基づく議論を踏まえて、当本部においては、答申案の仮案を策定し、これに基づいて部会での議論が行われ、残された論点が、取調べの録音・録画制度の対象事件に収められていきました。そして、更なる議論の結果、平成26年7月に開催された第30回会議において、全会一致により、答申案が取りまとめられました。

上富 今回の部会には、多様な立場の委員・幹事が意見を激しく戦わせる場面が少なくありませんでしたが、議論を重ねた結果、最終的には、刑事司法制度を早急に一步でも前に進めなければならないという根本的なところでは一致し、その結果、全会一致で答申案が取りまとめられたということです。

3 法制審議会・総会について

加藤 その後、平成26年9月に開催された法制審議会の総会においては、この答申案についての審議が行われましたね。

吉田 法制審議会の総会に先立って、総会の委員の方々に對し、これまでの部会での議論の状況や答申の内容等について事前に御説明を行い、その上で、審議を行っていただきました。法制審議会の総会においては、各制度が法制化された後の運用の在り方等についての意見は示されましたが、基本的には、様々な意見が対立する多くの事項を集約できたことを高く評価する旨の意見が数多く示され、全会一致により、答申案をもって最終的な答申とすることが採決されました。

玉本 そして、法制審議会から、当時の松島法務大臣に対して答申が示されました。平成23年5月に諮問を行ったのが江田大臣、その後、平岡大臣、小川大臣、滝大臣、田中大臣、滝大臣、谷垣大臣を経て、松島大臣に答申がなされ、この間3年4か月であり、私は、ずっと携わってきましたので、改めてその期間の長さを実感します。

4 答申の要点について

加藤 一般的な答申は、「要綱（骨子）」を示すのみですが、今回の答申は、これに加えて、「第1 はじめに」、「第2 新たな刑事司法制度を構築するための法整備の概要」、「第3 付帯事項」、「第4 今後の検討課題」が記載されていますね。

溝端 「第1 はじめに」には、新たな刑事司法制度のあるべき姿や検討指針とした理念などが記載されています。この度の審議は、取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却のため、「証拠収集手段の適正化・多様化」、「公判審理の充実化」を図るとの理念の下で進められたものであり、「要綱（骨子）」に記載されている各制度は、このような理念を実現するものとして、一体として法整備すべきものとされています。

中野 「第2 新たな刑事司法制度を構築するための法整備の概要」には、「要綱（骨子）」記載の各制度の要点が分かりやすく記載され、「第3 付帯事項」には、各制度についての重要な考え方や確認的な事柄が記載されています。そして、「第4 今後の検討課題」には、部会において一定の検討が行われた事項のうち、今回の制度化の対象とはならなかったものの、今後の検討課題となり得るものなどについて記載されています。

上富 このような構成となったのは、部会での審議の経過や結果を国民に分かりやすく伝えることを意識したためでしたね。

5 各制度についての審議状況などについて

加藤 次に、「要綱（骨子）」に記載された各制度について、部会での議論の主な論点などについて振り返ってみましょう。

保坂 まず、「1 取調べの録音・録画制度の導入」については、そもそものような制度の枠組みにするのかという点が大きな論点となりました。特に、一定の例外事由を定めつつ、原則として被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度案と、被疑者取調べの一定の場面について録音・録画を義務付ける制度案のいずれが望ましいかという点で、各委員・幹事がそれぞれの立場から活発に御意見を出され、議論も白熱しました。

玉本 この点については、録音・録画の有用性をいかに観点から、政策的に、できる限り広い範囲で録音・録画が実施されるものとするともに、録音・録画の実施によって取調べや捜査の機能等に大きな支障が生じることのないような制度設計を行う必要があるとの視点に基づき、これらをいかに調和させて制度設計をするかということが議論の中心となりました。結局、録音・録画の実施を制度的に確保するという観点から、前者の制度の方がより望ましいとされ

ました。

保坂 このほかにも、対象事件の範囲や例外事由として何を規定するかについても、活発な議論が交わされ、最終的には、対象事件については、裁判員制度対象事件及び検察官独自捜査事件とされ、例外事由としては、被疑者の拒否その他の言動により、記録をすると被疑者が十分な供述をすることができないと認めるときなど、四つの類型を設けるものとされました。

玉本 対象事件の範囲については、検察官の取調べを先行して録音・録画義務の対象にすべきとの意見も出されましたが、検察官の取調べと警察の取調べで異なる取扱いをすることは法律的な整合性の説明が付かないとの厳しい反論がなされました。また、例外事由についても、被疑者が録音・録画を求めた場合には例外を認めるべきでないとの意見や、逆に性犯罪等の事件を例外に含めるべきであるとの意見が出されるなど、各委員・幹事の関心がとても高い事項でした。

田中 答申案においては、施行後一定期間経過後に、録音・録画の実施状況について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるという、いわゆる見直し規定を設けることとされました。

玉本 録音・録画の義務付けの範囲をできる限り広くすべきと主張されていた委員・幹事におかれても、法制化当初から全ての事件において録音・録画を義務付けることは、人的及び物的側面から困難であることは理解されていました。そのため、この見直し規定が答申案に盛り込まれたことで、改革の第一歩を踏み出すことができると考えられたようでした。

保坂 取調べの録音・録画制度は、今般の刑事司法制度改革の中心的な課題であり、多様な意見が示され、最後まで議論が続けられましたが、各委員・幹事が、決して自説のみに拘泥することなく、建設的な議論を行おうとされた結果、最終的には、バランスの取れた制度になったのではないかと思います。

吉川 「2 捜査・公判協力型協議・合意制度、刑事免責制度」のうち、「(1) 捜査公判協力型協議・合意制度」は、財政経済犯罪を始めとする組織的な犯罪などについて、上位者や背後者の関与を含め、犯罪の全容を解明できるようにするための制度であり、このような制度を導入する必要性については、積極的

な意見が多く示されましたが、他方で、いわゆる巻き込みの危険があるとして、導入に消極的な意見もありました。

吉田 そのため、巻き込みの危険への対処を含め、この制度の適正を担保するための措置の重要性が意識されました。そこで、まず、協議の開始から合意の成立まで弁護人が一貫して関与することとされました。そして、合意に基づく供述が他人の刑事裁判で証拠として用いられる場合には、その裁判に合意の内容を記載した書面が必ず提出されて、当該他人や裁判所に合意の内容が明らかにされることとされ、その結果、合意の存在と内容を踏まえた上で供述の信用性を吟味することが可能になっています。さらに、合意をした被疑者・被告人が捜査機関に対して虚偽供述をする行為等については新たに罰則を設けることとされました。

吉川 また、対象犯罪については、本制度が、これまで我が国の刑事司法制度では採用されていなかった取引的な要素を伴う証拠収集手段であるので、本制度がよく機能し、被害者を始めとする国民の理解も得られやすい一定の犯罪類型に政策的に限定されることとされました。その結果、組織的な背景を伴うことが多く密行性も高い犯罪類型であり、一般に被害者がいたとしてもその被害が財政的・経済的なものにとどまるものとして、一定の財政経済関係犯罪と薬物銃器犯罪とすることとされました。

吉田 さらに、議論の当初は、送致事件等について検察官が協議・合意を行うことになると、警察等の第一次捜査機関による捜査に支障が生じ得るのではないかと懸念も示されていました。そのため、送致事件等について、検察官がその被疑者との間で協議を行おうとするときは、あらかじめ司法警察員と協議しなければならないこととするなど、司法警察員との連携に配慮した規定を設けることとされました。

吉川 「(2)刑事免責制度」については、その基本的枠組み、つまり、検察官の請求に基づく裁判所の決定により、不利益証言に使用免責を付与することによって、自己負罪拒否特権を消滅させるという構造については、ほぼ異論は示されず、これを前提として、具体的な要件について定められました。

中野 この制度は、公判においてだけでなく、第一回公判期日前の証人尋問

においても利用し得るものです。そのため、刑訴法226条の要件を拡充して、この制度をより一層利用しやすくすべきとの意見も示されたのですが、この点については、要件を拡充すること自体にも、また、規定の在り方にも異論が多く、成案とはなりませんでした。

辻 今回の答申案においては、取調べの録音・録画制度の導入や通信傍受の合理化・効率化といったテーマにも注目が集まっているようですが、これまで我が国の刑事司法制度に存在していなかった全く新しい制度という意味では、協議・合意制度と刑事免責制度の導入は、新たな刑事司法制度を構築するという観点からは最も象徴的なものともいえますね。

久田 「3 通信傍受の合理化・効率化」のうち、「対象犯罪の拡大」については、現行法上4罪種に限定されている対象犯罪を拡大することには特段の異論はありませんでしたが、通信傍受が有用と考えられる罪種を幅広く対象犯罪とすべきとの意見が示された一方で、現行法上の要件だけでは通信傍受が必要以上に広範に行われるおそれがあるとの懸念が示されました。

鶴鶴 そこで、「犯罪の重大性」と「捜査手法の必要性・有用性」という観点から、いかなる犯罪を追加すべきかについて議論が行われるとともに、一定の組織性を有する犯罪に限定するための規定の在り方について議論が行われました。その結果、殺人等の殺傷犯関係、逮捕・監禁、略取誘拐、詐欺関係、窃盗・強盗関係、詐欺・恐喝関係、児童ポルノ関係の犯罪を新たに対象犯罪に加えることとされました。併せて、組織的犯行ではない事案で通信傍受が行われないよう、新たに追加される対象犯罪については、傍受令状の発付要件に一定の加重要件を設けることとされました。

久田 また、「手続の合理化・効率化」に関しては、通信事業者の負担の軽減等の観点から、これを改善することに特段の異論はなく、議論の中心は、傍受の適正を担保しつつ、いかなる方策を取り得るかという点でした。

鶴鶴 そして、議論の結果、傍受した通信や傍受経過を自動的に記録し、これを即時に暗号化する装置を用いることで立会い等を不要とし、かつ、通信内容の聴取等をリアルタイムで行う方法による傍受とその聴取等を事後的に行う方法による傍受を可能とするなどの方策が定められました。

保坂 「4 身柄拘束に関する判断の在り方についての規定の新設」に関しては、勾留と在宅の間の中間的な処分を設けるべきとする意見や、身柄拘束に関する適正な運用を担保するための指針となるべき規定を設けるべきとする意見が出されるなど、一般有識者の委員や弁護士の委員・幹事を中心に関心が高く、活発な議論が交わされました。

玉本 部会の審議においては、現在の運用に対する特定の現状認識を共有するには至らず、最終的には、数量保釈の判断に当たっての考慮事情を刑訴法に明記することとされました。具体的な考慮事情の内容については、法案作成の段階で確定すべきものとされたことから、現在、当本部において、その内容を策定しているところです。

久田 「5 弁護人による援助の充実化」のうち、「(1)被疑者国選弁護制度の拡充」は、捜査段階における弁護人の援助の充実化を図るという観点から、「(2)弁護人の選任に係る事項の教示の拡充」は、弁護人選任権に関する手続保障をより充実化するという観点から導入されるべきであるとされた事項であり、いずれも導入すること自体に対する反対意見はありませんでした。

中野 ただ、「(1)被疑者国選弁護制度の拡充」については、公費の支出を伴うことから、法整備を行うに当たっては、公費支出の合理性・適正性をより担保するための措置が講じられることが必要であることとされ、今後、法務省、法テラス、日弁連の協議により、例えば、弁護報酬基準を見直すなど、弁護活動の内容がより適切・公平に報酬に反映される仕組みとすることが検討されることとなっています。

保坂 「6 証拠開示制度の拡充」については、「(1)証拠の一覧表の交付制度の導入」、「(2)公判前整理手続の請求権の付与」、「(3)類型証拠開示の対象の拡大」について法整備を行うべきものとされました。このうち、「(1)証拠の一覧表の交付制度の導入」については、一覧表の交付時期や一覧表の記載事項が論点となりました。

小倉 この制度については、被告人側が証拠開示請求をするに当たっての「手がかり」を与えるものと位置付けられ、交付時期は検察官請求証拠の開示をした後に、記載事項は検察官による評価や分類の判断を伴わない明確かつ一義的

なものとすることで取りまとめられました。

保坂 「7 犯罪被害者等及び証人を保護するための方策の拡充」としては、「(1)ビデオリンク方式による証人尋問の拡充」、「(2)証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入」、「(3)公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入」が法整備を行うべきものとされました。これらは、犯罪被害者や証人等の負担を軽減するとともに、その安全を保護する措置をより充実させることによって、公判廷における証言を確保し、充実した公判審理を実現することを目指すものです。

田中 このうち、「(1)ビデオリンク方式による証人尋問の拡充」は、訴訟関係人の在席場所と別構内の場所をビデオリンクで結んで行う構外ビデオリンク方式の証人尋問を新設しようとするものです。性犯罪等の被害者である証人など公判裁判所に出頭すること自体が精神的負担となる場合、暴力団犯罪における証人など公判裁判所への出頭に伴って加害行為を受けるおそれがある場合、遠隔地に居住して公判裁判所への出頭が著しく困難な場合が対象となるものとしています。

小倉 「(2)証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入」は、被告人に対してだけでなく、特に必要がある場合には弁護人に対しても証人等の氏名・住居を知る機会を与えずに、氏名に代わる呼称、住居に代わる連絡先を知る機会を与えることができるとする制度であることから、弁護士の委員・幹事からは、被告人の防御権の観点から懸念が示されました。

保坂 証人等の氏名・住居は、証人等が誰であるかを特定・識別するためのものであり、防御に必要な範囲で証人を特定・識別できている場合には、代替呼称を知らせることにより防御の準備が可能な場合もあり得ると考えられました。もちろん、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは除外されますし、代替開示の可否に争いがある場合には裁判所が裁定するという仕組みも併せて設けています。

田中 「(3)公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入」は、これまでの被害者特定事項の秘匿制度と同様の制度を、被害者以外の証人、鑑定人等について新設しようとするものです。

今井 「8 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等」については、証人不出頭罪等の法定刑の引上げ、証人の勾引要件の緩和、犯人蔵匿罪等の法定刑の引上げが盛り込まれました。

保坂 これらは、より充実した公判審理を実現するためには、証人の出頭及び証言を確保することが重要になるとともに、客観的な証拠や関係者の供述が損なわれたり歪められたりすることなく、ありのまま公判廷に顕出される必要があることから、法整備すべきものとされました。

今井 最後に、「9 自白事件の簡易迅速な処理のための方策」は、簡易な自白事件について、起訴時に即決裁判手続の申立てがされた後、被告人が否認に転じるなどしたために即決裁判手続によらないこととなった場合に、一旦公訴を取り消し、再捜査を行った上で再起訴できるようにするものです。

保坂 現行法上、明白軽微な自白事件でも、公判で否認に転じた場合を見越して念のための捜査をするのが一般的であるために、即決裁判手続において、捜査手続の合理化・効率化が実現困難となり、その活用が限定的なものにとどまっていました。今回の制度を設けることにより、検察官に早期に起訴できるような動機付けを与え、捜査を含む刑事裁判全体の合理化・迅速化が図られることが期待されます。

上富 各制度については、激しく議論が交わされて最後まで調整を要したのもあれば、比較的スムーズに議論が進んだものもあり、今振り返ってみても、様々な審議経過を辿ったことが思い出されます。この答申は、非常に幅広い事項を対象としつつ、内容面でも充実したものとなりました。

6 法律案の策定及び今後の予定

加藤 法制審議会による答申を受け、いよいよ平成27年は関係法律案を国会に提出することになりますね。

久田 現在、当本部においては、答申に基づき、法律案の策定作業を進めているところであり、各制度の担当局付においては、各制度の法律案を作成して参事官、管理官、審議官、官房付、局長の決裁を経た上で、それを内閣法制局に持ち込み、内閣法制局からの指摘等に対応して、法律案の修正を行ったり、必要なペーパーを作成したり、説明・説得を行うなどしているところです。

田中 法律案を自分で立案して初めて分かったのですが、立案する制度を条文として書き下すという作業は、立案する制度と現行制度との関係や立案する制度内における各要素間の論理構造の把握に始まり、当該論理構造を踏まえての法制上の適切な構文・用語の選択をしなければならないのですが、これらの作業は、例えば、中学・高校の方程式の問題を解く際の「どの要素を変数 x 、 y とし、どの要素を定数 a 、 b として式を組むか？」という作業に似た脳の作用を求められる気がします。このような処理速度が昔から貧弱な上に、時の経過とアルコールにより処理回路の減少著しい私の脳では…脳の作業を手と足による肉体作業に置き換えて凌ぐ毎日です。

中野 脳の作業を手と足による肉体作業に置き換えてしまうと、全く作業にならない気がするのですが、賛同できませんが、田中局付が指摘しているように、法律案の策定作業に当たっては、現行の法令において用いられている表現を基に、規定すべき内容にかなった表現を選択する必要がある、初めて法制を担当する私にとっては、大変時間を要し、骨の折れるものでした。また、難解な論点があれば、先輩局付や決裁官に集まっていただき、何度も議論を重ね、一つの論理や結論を導くことがあります。新入りの私にとっては身が引き締まる思いです。法律案に誤りは許されないのです、日々緊張感をもって、その策定作業に当たっています。

吉川 最高裁、警察庁、日弁連などの関係機関等とも必要に応じて協議を行いつつ、作業を進めているところであり、内閣法制局を含めた様々な調整に腐心しています。法案化作業、そして、その後の国会審議への対応は決して容易ではないと思いますが、法制審議会に関与された方々からも、また、刑事司法制度に関わる多くの方々からも、今回の法整備が早期になされることが強く期待されていますので、その目標に向けて邁進しなければなりません。

吉田 その期待に応えるため、何としても平成27年の通常国会で法律として成立するよう、担当者一同、全力で取り組んでいきたいと思っています。

加藤 そして、晴れて法律が成立した暁には、各制度が円滑かつ適切に運用されることが重要であり、そのための解説書の作成や各種例規の整備等が必要となってきます。その意味では、まだまだ先は長いですね。

上富 運用を念頭に置くと、今後は、これまで以上に、制度の運用に当たる検察とのコミュニケーションを密にすることが必要ですし、それを踏まえて、関係機関等とも運用に関する協議を十分に行っていく必要がありますね。

7 おわりに

辻 年明け以降は、法律案の国会提出そして国会審議に向けて、重要な局面を迎えることになります。多忙かつストレスフルな日々が続くと思いますが、当本部のメンバー全員が、心身ともに健康に留意しつつ、新たな刑事司法制度の構築に向けて、引き続き一丸となって努力していくことを確認し、平成26年最後のミーティングを締めくくりたいと思います。

(資料)

答申において法整備を行うべきとされた制度

- 1 取調べの録音・録画制度の導入
- 2 捜査・公判協力型協議・合意制度及び刑事免責制度の導入
 - (1) 捜査・公判協力型協議・合意制度の導入
 - (2) 刑事免責制度の導入
- 3 通信傍受の合理化・効率化
- 4 身柄拘束に関する判断の在り方についての規定の新設
- 5 弁護人による援助の充実化
 - (1) 被疑者国選弁護制度の拡充
 - (2) 弁護人の選任に係る事項の教示の拡充
- 6 証拠開示制度の拡充
 - (1) 証拠の一覧表の交付制度の導入
 - (2) 公判前整理手続の請求権の付与
 - (3) 類型証拠開示の対象の拡大
- 7 犯罪被害者等及び証人を保護するための方策の拡充
 - (1) ビデオリント方式による証人尋問の拡充
 - (2) 証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入
 - (3) 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入
- 8 公判廷に提出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等
- 9 自白事件の簡易迅速な処理のための方策

付

録

- 1 主な審議法案(罰則審査)..... 137
- 2 刑事局が関与した国際会議及び主要国際条約・協定について..... 143
- 3 会同・協議会等..... 147

付 録

1 主な審議法案(罰則審査)

受理年月日	法 令 案 件	主管省庁	審議担当課
平成26年1月8日	電気事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案及び電気事業法施行令の一部を改正する政令案	経済産業省	刑 事 課
平成26年1月14日	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成26年1月14日	健康・医療戦略推進法案及び独立行政法人日本医療研究開発機構法案	内 閣 官 房	刑事法制管理官室
平成26年1月17日	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案及び金融商品取引法施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令案	金 融 庁	刑 事 課
平成26年1月17日	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成26年1月20日	金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案及び預金保険法施行令等の一部を改正する政令案	金 融 庁	刑 事 課
平成26年1月20日	中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課
平成26年1月21日	電波法の一部を改正する法律案	総 務 省	総 務 課
平成26年1月22日	児童福祉法の一部を改正する法律案	厚生労働省	刑 事 課
平成26年1月22日	難病の患者に対する医療等に関する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成26年1月23日	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成26年1月23日	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	原子力規制庁	公 安 課
平成26年1月23日	労働安全衛生法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成26年1月24日	地方税法等の一部を改正する法律案	総 務 省	刑 事 課
平成26年1月24日	道路法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成26年1月27日	独立行政法人医薬品医療機器研究所法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
平成26年1月30日	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成26年1月31日	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成26年2月5日	利息制限法施行令等の一部を改正する政令案	金 融 庁	刑 事 課
平成26年2月5日	電気事業法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課
平成26年2月5日	原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課
平成26年2月7日	重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案	警 察 庁	国 際 課
平成26年2月7日	不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する法律案	消 費 者 庁	刑 事 課
平成26年2月7日	特許法等の一部を改正する法律案	特 許 庁	刑 事 課
平成26年2月7日	少年院法案、少年鑑別所法案及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	法 務 省	刑事法制管理官室
平成26年2月12日	電気通信事業法の一部を改正する法律案	総 務 省	総 務 課
平成26年2月13日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成26年2月14日	小規模企業振興基本法案（仮称）と商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）	経済産業省	刑 事 課
平成26年2月17日	専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案	厚生労働省	公 安 課
平成26年2月17日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案	内 閣 府	公 安 課
平成26年2月18日	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案	総 務 省	総 務 課
平成26年2月18日	建設業法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成26年2月19日	地方自治法の一部を改正する法律案	総 務 省	総 務 課

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
平成26年2月19日	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第五条、第七条第一項及び第十四条第六号の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令	警 察 庁	公 安 課
平成26年2月21日	放送法及び電波法の一部を改正する法律案	総 務 省	総 務 課
平成26年2月21日	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	環 境 省	刑 事 課
平成26年2月21日	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	法 務 省	公 安 課
平成26年2月24日	著作権法の一部を改正する法律案	文 化 庁	刑 事 課
平成26年2月24日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年2月25日	金融商品取引法等の一部を改正する法律案	金 融 庁	刑 事 課
平成26年2月25日	保険業法等の一部を改正する法律案	金 融 庁	刑 事 課
平成26年2月25日	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成26年2月27日	行政不服審査法案	総 務 省	総 務 課
平成26年2月27日	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	総 務 省	総 務 課
平成26年2月27日	行政手続法の一部を改正する法律案	総 務 省	総 務 課
平成26年2月27日	独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年3月3日	貸金業法施行令の一部を改正する政令案	金 融 庁	刑 事 課
平成26年3月12日	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整備機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年3月20日	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案	内 閣 官 房	刑事法制管理官室
平成26年4月1日	生活保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年4月3日	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	内 閣 官 房	刑事法制管理官室

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
平成26年4月7日	職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年4月7日	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案	消費者庁	刑事法制管理官室
平成26年4月30日	公認心理師法案	文部科学省	刑事法制管理官室
平成26年5月9日	南極地域の環境の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案	環境省	刑 事 課
平成26年5月20日	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年5月20日	診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年5月22日	臨床検査技師等に関する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成26年5月22日	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年6月5日	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年6月13日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年6月16日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案	警察庁	公 安 課
平成26年6月26日	中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年6月26日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年6月26日	検疫法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年7月3日	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年7月4日	薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年7月14日	再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年8月7日	金融庁組織令の一部を改正する政令案	金融庁	総 務 課
平成26年8月26日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
平成26年9月2日	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成26年9月3日	労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成26年9月8日	特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成26年9月8日	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案	警察庁	公 安 課
平成26年9月10日	消防法施行令の一部を改正する政令案	消防庁	総 務 課
平成26年9月16日	地域再生法の一部を改正する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
平成26年9月17日	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案	警察庁	公 安 課
平成26年9月22日	関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び結荷上の運搬に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案	財務省	刑 事 課
平成26年9月22日	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案	警察庁	公 安 課
平成26年9月26日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成26年10月1日	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案	内閣官房 内閣府 厚生労働省	刑事法制管理官室
平成26年10月6日	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律	内閣府	刑 事 課
平成26年10月7日	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案	警察庁	公 安 課
平成26年10月16日	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案	内閣府	刑事法制管理官室
平成26年11月10日	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
平成26年11月19日	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案	消費者庁	公安課
平成26年12月8日	平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
平成26年12月9日	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案	環境省	公安課
平成26年12月11日	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
平成26年12月12日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	厚生労働省	公安課

2 刑事局が関与した国際会議及び主要国際条約・協定について

(1) 国際会議

会同・会議名	開催日	場所	出席者
第13回国連犯罪防止刑事司法会議 (コンGRES) アジア太平洋地域 準備会合	1.22~1.24	バンコク (タイ)	北嶋刑事局付
FATF 全体会合	2.10~2.14	パリ (フランス)	石田刑事局付
刑事共助・資産回復を議題とする 国際会議等	2.12~2.13	台北 (台湾)	千田最高検察庁検事、瀬戸国際課長、北嶋刑事局付
CCPCJ・犯罪防止刑事司法分野に おける犯罪に対する暴力撲滅のモ デル戦略策定に関するオープンエ ンド政府間専門家会合	2.18~2.21	バンコク (タイ)	大原国際刑事企画官、北嶋刑事局付
OECD 贈賄作業部会	3.11~3.14	パリ (フランス)	朝火刑事局付、山口国際第二係員
第4回口仏セミナー	3.17~3.18	東京	瀬戸国際課長、大原国際刑事企画官ほか
刑事司法関係セミナー	3.26	東京	瀬戸国際課長、大原国際刑事企画官ほか
米国務省人身取引監視対策部との 協議	4.11	ワシントンD.C. (アメリカ)	大原国際刑事企画官、渡田刑事局付
H・器刑事共助条約中央当局協議	4.22~4.23	東京	松下国際課長、大原国際刑事企画官、石田刑事局付、藤田補佐官、佐藤国際第一係長
ウクライナ財産回復フォーラム	4.29~4.30	ロンドン (イギリス)	古橋国際第一係員
ARIN-AP 準備会合	5.5~5.6	ジョグジャカルタ (インドネシア)	石田刑事局付
第23回国連犯罪防止刑事司法委員 会(コミッション)	5.12~5.16	ウィーン (オーストリア)	上野最高検察庁公安部長、松下国際課長、大原国際刑事企画官、朝火刑事局付、北嶋刑事局付

会同・会議名	開催日	場所	出席者
H・米刑事共助条約中央当局間協議	5.28～5.29	ワシントン D.C. (アメリカ)	大原国際刑事企画官、白島刑事局付、佐藤国際第一係長
第1回H・ASEAN サイバー犯罪対策対話	5.28	シンガポール (シンガポール)	樺刑事局付
OECD 贈賄作業部会	6.3～6.6	パリ (フランス)	朝火刑事局付、北嶋刑事局付
G20腐敗対策作業部会	6.9～6.10	ローマ (イタリア)	石田刑事局付
サイバー犯罪条約委員会及びサイバー犯罪条約の人権保障と条約第15条と法執行のデータアクセス会議	6.17～6.20	ストラスブール (フランス)	白島刑事局付
FATF 全体会合	6.23～6.27	パリ (フランス)	松下国際課長、石田刑事局付
自由権規約第6回政府報告審査	7.15～7.16	ジュネーブ (スイス)	北嶋刑事局付、新井田国際第二係員
人種差別撤廃条約第7・8・9回政府報告審査	8.20～8.21	ジュネーブ (スイス)	北嶋刑事局付、北添国際第二係長
ARIN-AP 会合	8.25～8.27	ジョグジャカルタ (インドネシア)	篠原刑事局付
ケンブリッジ経済犯罪シンポジウム	9.2	ケンブリッジ (イギリス)	千田最高検察庁検事、大原国際刑事企画官
犯罪人引渡し及び刑事共助に関する国際協力セミナー	9.23～9.25	ウラジオストク (ロシア)	北嶋刑事局付、佐藤国際第一係長
ASEAN 経済共同体における外国公務員贈賄対策に関する地域会合	10.2～10.3	ジェムリアップ (カンボジア)	山内東京地方検察庁検事、北嶋刑事局付
TOC 締約国会議	10.6～10.10	ウィーン (オーストリア)	渡部刑事局付
OECD 贈賄作業部会	10.13～10.17	パリ (フランス)	大原国際刑事企画官、北嶋刑事局付
G20腐敗対策作業部会	10.16～10.17	パリ (フランス)	篠原刑事局付

会同・会議名	開催日	場所	出席者
FATF 全体会合	10.18～10.24	パリ (フランス)	松下国際課長、篠原刑事局付
第13回国連犯罪防止刑事司法会議(コンGRES) 準備委員会との協議	10.21	東京	大原国際刑事企画官、渡部刑事局付
日独意見交換会	10.29～10.30	ベルリン (ドイツ)	中村刑事法制企画官、樺刑事局付
第3回財産回復アラブフォーラム	11.1～11.3	ジュネーブ (スイス)	篠原刑事局付
G7/G8ローマリヨングループ(11月)会合	11.18～11.20	ベルリン (ドイツ)	渡部刑事局付
IAP 年次総会	11.23～11.27	ドバイ (UAE)	三浦最高検察庁公判部長、北嶋刑事局付
サイバー犯罪条約委員会	12.2～12.3	ストラスブール (フランス)	渡部刑事局付
東アジア・太平洋諸国間における逃亡犯罪人引渡し及び刑事共助に関するワークショップ	12.4～12.5	ソウル (大韓民国)	藤田補佐官、北田国際第三係長
OECD 贈賄作業部会	12.8～12.12	パリ (フランス)	大原国際刑事企画官、北嶋刑事局付

(2) 主要国際条約・協定

条約・協定名	平成26年の進捗
1 日スイス刑事共助条約	次回協議に向けて作業中
2 日中犯罪人引渡条約	次回正式交渉に向けて作業中
3 国際組織犯罪防止条約	第156回国会で締結承認済み (締結に向け検討中)
4 国際組織犯罪防止条約補足銃器議定書	署名(平成14年12月9日)後、国会での締結承認を得るため作業中
5 国際組織犯罪防止条約補足人身取引議定書	第162回国会で締結承認済み
6 国際組織犯罪防止条約補足密入国議定書	第162回国会で締結承認済み
7 拷問等禁止条約選択議定書	締結に向け検討中
8 国連腐敗防止条約	第164回国会で締結承認済み (締結に向け検討中)
9 核物質防護条約改正	第186回国会で承認済み
10 海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(シージャック防止条約)改正	締結に向け検討中
11 障害者権利条約	第185回国会で締結承認済み 平成26年1月20日批准書寄託
12 マネー・ローリング分野におけるFIU当局間の情報交換取極め	アルジェリア民主人民共和国、モナコ公国、セントマーチン島、セントビンセント及びグレナディーン諸島、アンギラ、パナマ共和国、キューラサオ島、ジブラルタルとそれぞれ署名
13 偽造品の取引の防止に関する協定	批准(平成24年10月5日) (未発効)
14 日・米重大犯罪防止対処協定	第186回国会で締結承認済み

3 会同・協議会等

月 日	会同・協議会名	協 議 事 項
2.19.20	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
3.11	副検事会同	(1) 交通事犯の捜査処理・公判遂行上の問題点とその対応 (2) 被害者等の心情に配慮した捜査・公判活動の在り方 (3) ((1)(2)以外に) 最近における副検事が関与した事件の捜査処理・公判遂行上の問題点とこれへの対応
5.20	検察庁会計課長会同	予算執行に当たり、担当課長として考慮すべき事項
6.12	検察庁事務局長会同	検察運営上事務局長として当面考慮すべき事項
7.2	全国本部係検事会同	最近における凶悪重大事犯の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
7.31 ～8.1	通訳人セミナー	通訳人に、通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構え等を習得させること
9.9.10	検察官・国税査察官合同中央協議会	具体的事件の資料に基づき、直接国税は脱税犯の諸問題について
9.25	検察長官会同	検察改革3年間の取組と現下の諸情勢を踏まえ、新たな時代における検察運営に当たり考慮すべき事項
9.30	司法修習生指導担当検事協議会	検察庁における司法修習の実情と問題点
10.22.23	全国次席検事会同	現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項
10.16.17	検務実務家ブロック会同 (福岡、高松高検管内)	(1) 徴収金の強制執行に係る事務処理上の問題点等について (2) 犯罪被害者等に対する不起訴記録の開示に係る運用及び刑事確定訴訟記録の閲覧対応について (3) 検務事務経験の浅い職員に対する指導・育成の在り方について
10.30.31	検務実務家ブロック会同 (東京、仙台、札幌高検管内)	
11.18.19	検務実務家ブロック会同 (大阪、名古屋、広島高検管内)	
11.26	被害者支援担当者中央研修	被害者支援員又は被害者支援を担当する検察事務官として必要な知識・技能を修得させること
11.28	組織犯罪担当検事会同	最近の組織犯罪の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
12.9	高等検察庁事務局長協議会	検察事務官等職員の人事管理上高等検察庁事務局長として考慮すべき事項

自 平成26年1月 第682号
至 平成26年12月 第693号

検察月報目次

1 事件報告関係	152
2 調査解説	152
3 外国法制関係	152
4 参考資料関係	153
5 法改正情報関係	155
6 法施行情報関係	156
7 刑事に関する国際的潮流関係	157
8 会同記録関係	157
9 訓令・通達等	158
10 回顧と展望	158
11 その他（国会関係など）	158

1 事件報告関係

件 名	号数・ページ	区分
	683・5	事件報告
	684・5	事件報告
	685・5	事件報告
	686・5	事件報告
	687・5	事件報告
	688・5	事件報告
	689・5	事件報告
	690・5	事件報告
	691・5	事件報告
	692・5	事件報告
	693・5	事件報告

2 調査解説

件 名	号数・ページ	区分
○ 少年法の一部を改正する法律について	688・23	調査解説
○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律について	688・81	調査解説

3 外国法制関係

件 名	号数・ページ	区分
○ フランスにおける性犯罪に関する法制及び捜査・公判の実情について	684・21	外国関係
○ ユニークな合衆主義国家シンガポールとその刑事手続～厳罰国家の鞭打ち刑から社会内処遇まで～	685・19	外国関係

件 名	号数・ページ	区分
○ 英国における司法取引に関する法制と運用の実情	686・19	外国関係
○ 中国における汚職犯罪の法制及び捜査・公判の実情	687・25	外国関係
○ 米国における外国公務員贈賄の捜査について	688・143	外国関係
○ 大韓民国における性暴力に関する法制度及び捜査・公判の実情等	689・15	外国関係
○ 英国における証拠開示等公判準備の在り方について	690・19	外国関係
○ ドイツにおける性犯罪に関する法制及び捜査・公判の実情等	691・23	外国関係
○ ドイツにおける証拠開示及び争点整理の実情	692・25	外国関係
○ 中国における犯罪被害者の法的地位及び訴訟参加	693・25	外国関係

4 参考資料関係

件 名	号数・ページ	区分
○ 英国における在外研究体験記	683・43	資料解説・参考資料・その他
○ 法科大学院生を対象とした検察庁説明会について	683・56	資料解説・参考資料・その他
○ 第7回高校生模擬裁判選手権について	683・75	資料解説・参考資料・その他
○ 検察審査会の議決を経て起訴した事件調べ等	684・103	資料解説・参考資料・その他
○ 被害者等通知制度の解説その3：釈放予定等通知制度の解説	684・126	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について（平成23年～平成24年処刑の医療事項の事例）	684・144	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について（平成23年～平成24年に起訴された事例：前半）	685・97	資料解説・参考資料・その他
○ バリ大審判所裁判所及び控訴院における研修体験記	686・89	資料解説・参考資料・その他

件 名	号数・ページ	区分
○ 平成25年度弁護士職務経験制度について	686・109	資料解説・参考資料・その他
○ 平成24年度検事の外部派遣について	686・117	資料解説・参考資料・その他
○ 特別司法警察職員等の人員及び捜査活動状況について	686・131	資料解説・参考資料・その他
○ 平成24年度弁護士職務経験制度について	687・73	資料解説・参考資料・その他
○ アメリカ合衆国及びイタリア共和国におけるマネーロンダリング法制及びその実務―違法マネーの入り口（金融機関の顧客管理）から出口（犯罪収益の没収）まで―	687・82	資料解説・参考資料・その他
○ ロサンゼルス郡検事局における在外研修報告	688・261	資料解説・参考資料・その他
○ ふれあい広報活動状況について	689・167	資料解説・参考資料・その他
○ 英国刑事司法セミナーの調査研究報告書	689・193	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について（平成23年～平成24年起訴された事例：後半）	690・87	資料解説・参考資料・その他
○ 平成25年度検事の外部派遣について	690・221	資料解説・参考資料・その他
○ 危険ドラッグの基礎知識 その1 薬事法における危険ドラッグの規制の概要	691・83	資料解説・参考資料・その他
○ 英国取調べ研修報告	691・101	資料解説・参考資料・その他
○ 法科大学院生を対象とした検察庁説明会について	692・63	資料解説・参考資料・その他
○ 第8回高校生模擬裁判選手権について	692・80	資料解説・参考資料・その他
○ 危険ドラッグの基礎知識 その2 医薬品該当性の立証について	692・167	資料解説・参考資料・その他

件 名	号数・ページ	区分
○ 危険ドラッグの基礎知識 その3 今後の改正薬事法の施行について	693・111	資料解説・参考資料・その他
○ 特別司法警察職員等の人員及び捜査活動状況について	693・153	資料解説・参考資料・その他
○ 記録閲覧等の概況及び不服申立事件等について	694・158	資料解説・参考資料・その他

5 法改正情報関係

件 名	号数・ページ	区分
○ 特定秘密の保護に関する法律	684・277	法改正情報
○ 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律	684・278	法改正情報
○ 生活保護法の一部を改正する法律	684・279	法改正情報
○ 地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律	686・139	法改正情報
○ 少年院法、少年鑑別所法、少年院法、少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	687・269	法改正情報
○ 電気通信事業法の一部を改正する法律	687・271	法改正情報
○ 行政不服審査法	687・273	法改正情報
○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	687・275	法改正情報
○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律	687・277	法改正情報
○ 建設業法等の一部を改正する法律	688・293	法改正情報
○ 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律	692・205	法改正情報
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律	692・206	法改正情報
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律	692・207	法改正情報

件名	号数・ページ	区分
○ 国際連合安全保障理事会決議1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法	692・208	法改正情報

6 法施行情報関係

件名	号数・ページ	区分
○ 道路交通法の一部を改正する法律	683・153	法施行情報
	684・283	法施行情報
	685・267	法施行情報
	686・145	法施行情報
	687・281	法施行情報
	688・297	法施行情報
	689・259	法施行情報
	690・247	法施行情報
○ ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律	691・149	法施行情報
	692・211	法施行情報
	693・181	法施行情報
	683・154	法施行情報
○ 麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律	684・284	法施行情報
	685・268	法施行情報
	683・155	法施行情報
○ 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律	684・285	法施行情報
	685・269	法施行情報
	685・286	法施行情報
	686・145	法施行情報
	687・282	法施行情報
	688・298	法施行情報
	689・260	法施行情報

7 刑事に関する国際的潮流関係

件名	号数・ページ	区分
刑事局招へい案件 刑事司法関係セミナー テーマ「 第1部： 第2部： 第3部：	686・149	刑事に関する 国際的潮流

8 会同記録関係

件名	号数・ページ	区分
○ 平成25年検務実務家ブロック会同概要	683・159	会同記録等
○ 全国次席検事会同	683・175	会同記録等
○ 司法修習生指導担当検事協議会	683・180	会同記録等
○ 組織犯罪担当検事会同	683・196	会同記録等
○ 平成25年度被害者支援担当者中央研修	683・204	会同記録等
○ 検察長官会同	685・273	会同記録等
○ 副検事会同	685・280	会同記録等
○ 平成26年度副検事任官者歓迎式について	685・289	会同記録等
○ 全国本部係検事会同	689・263	会同記録等
○ 検察庁会計課長会同	689・276	会同記録等
○ 検察庁事務局長会同	690・251	会同記録等
○ 通訳人セミナー	691・153	会同記録等
○ 検察長官会同	692・215	会同記録等
○ 全国次席検事会同	693・185	会同記録等

9 訓令・通達等

件 名	号数・ページ	区分
○ 徴収事務規程の一部を改正する訓令	683・215	訓令・通達・通知・回答等
○ 事件事務規程の一部を改正する訓令	686・265	訓令・通達・通知・回答等
○ 事件事務規程の一部を改正する訓令	687・285	訓令・通達・通知・回答等
○ 事件事務規程の一部を改正する訓令の運用について	687・286	訓令・通達・通知・回答等

10 回顧と展望

件 名	号数・ページ	区分
○ 平成25年の回顧と展望	682・7	回顧と展望

11 その他（国会関係など）

件 名	号数・ページ	区分
国会の動き		
○ 平成25年10・11月	683・227	雑報
○ 平成25年12月	684・289	雑報
○ 平成26年1月	685・295	雑報
○ 平成26年2月	686・271	雑報
○ 平成26年3月	687・289	雑報
○ 平成26年4月	688・301	雑報
○ 平成26年5月	689・291	雑報
○ 平成26年6月	690・267	雑報
刑事局の動き		
○ 平成25年11月10日から同26年1月9日まで	683・233	雑報

件 名	号数・ページ	区分
○ 平成26年1月10日から同年2月9日まで	684・290	雑報
○ 平成26年2月10日から同年3月9日まで	685・296	雑報
○ 平成26年3月10日から同年4月9日まで	686・273	雑報
○ 平成26年4月10日から同年5月9日まで	687・293	雑報
○ 平成26年5月10日から同年6月9日まで	688・304	雑報
○ 平成26年6月10日から同年7月9日まで	689・294	雑報
○ 平成26年7月10日から同年8月9日まで	690・270	雑報
○ 平成26年8月10日から同年9月9日まで	691・165	雑報
○ 平成26年9月10日から同年10月9日まで	692・221	雑報
○ 平成26年10月10日から同年11月9日まで	693・193	雑報

編 集 後 記

本年1月17日付けで、柳村昌通前総務課長（現大臣官房秘書課長）の後任として、本誌の発行編集人となりました。よろしくお願いいたします。

私事ですが、平成11年度に刑事局付として検察月報の編集を担当したことがあります。その当時、「検察の現場に役立つ情報をできるだけ迅速に、分かりやすく発信する」ことをモットーに、様々な工夫をしたことや記事集めに苦労したことなどが懐かしく思い出されます。

その後十数年の時が経ち、その間、検察を取り巻く状況は大きく変化しました。刑法、刑事訴訟法等の基本法の改正が相次ぎ、自動車関連を始めとする多くの罰則の新設・改正が行われ、また、裁判員制度、公判前整理手続、被害者参加制度等の導入など、公判手続の在り様を大きく変える改正も行われました。捜査についても、取調べの録音・録画の試行が始まり、今では、幅広く日常的に録音・録画が行われており、取調べの録音・録画を法上の制度とする刑事訴訟法の改正法案も今国会に提出されました。

制度面だけではなく、我々検察の職員の意識も相当変わったと思います。検察改革の一環として「検察の理念」が策定され、その中で「我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。」とされました。かつては、より厳しい処分や科刑を確保することこそが善という意識・風土があったように思いますが、近時は、従来であれば公判請求相当と考えたであろう事案でも、再犯防止・改悪更生の観点から、正に「相応の処分」として、起訴猶予にして更生緊急保護につながるなどの対応をとることも多く見られるようになりました。

その一方で変わらなないもの、変えてはならないものもあり、その一つが相応の処分・科刑の前提となる「事案の真相解明」に努める検察の基本姿勢です。

検察月報も、この間様々な変化はありましたが、「検察の現場に役立つ情報をできるだけ迅速に、分かりやすく発信する」ツールであることを目指す編集方針に変わりはありません。

今後とも、そのような姿勢で検察月報の充実を図って参ります。

刑事局総務課長 伊藤栄二